

2021年4月版

認知症給付特則付 介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)

ご契約のしおり・約款

無配当



引受保険会社

PGF生命
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険は、PGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。また、この保険は、元本割れすることがあります。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタファイナンシャル生命」の略称です。



ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されていますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ご契約後は、この冊子を別途お届けする保険証券とともに保管していただき、すえながくご活用ください。

この冊子の構成

この冊子はつぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切な部分を抜き出し、わかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の締結からお支払までのとりきめを、詳しく説明しています。

主 契 約 (普通保険約款)

この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を定めています。

特 約 (特約条項)

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別 表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載しているさまざまなお取扱につきましては、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内となります。また、募集代理店によっては、お取扱に制限があることがあります。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

PGF生命 コールセンター 0120-56-2269

コールセンター



目的別もくじ

つぎのような場合には、下記のページをご覧ください。

こんなときは……



このページをご覧ください

しよりの
記載ページ

<ご契約にあたって>

保険用語の意味がわからない	▶	主な保険用語のご説明	P6
告知について知りたい	▶	告知について	P13
		告知が事実と違っていた場合	P13
申込を撤回したい、契約を解除したい	▶	お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について	P15
いつから保障が開始されるか知りたい	▶	保障はつぎの時から開始されます	P17

<しくみと特徴について>

保険のしくみや特徴を知りたい	▶	しくみ	P20
		特徴	P21
		保険金等のお支払について	P23
		各種特約について	P30 ~ P44
指定代理請求制度について知りたい	▶	指定代理請求特約	P40
為替相場の変動による影響について知りたい	▶	為替相場の変動による影響について	P29
保険金等が支払われない場合について知りたい	▶	保険金等をお支払できない場合	P45
		「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	P47

<ご契約後について>

契約を解約したい	▶	解約と解約返戻金について	P52
税金の取扱について知りたい	▶	生命保険と税金について	P59

<請求手続について>

保険金等を請求したい	▶	請求手続について	P62
葬儀費用等にあてるため、死亡保険金を急いで支払ってほしい	▶	「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ	P64

ご契約のしおり

I. 主な保険用語のご説明

II. ご確認いただきたい重要なこと

III. ご契約にあたって

IV. しくみと特徴について

V. ご契約後について

VI. 請求手続について

VII. 調度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主 契 約

特 約

別 表

主契約と特約はつぎのページをご覧ください。

	主契約 / 特約名称	しおりの記載ページ	約款の記載ページ
主契約	認知症給付特則付 介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)	P20	P3
	<p><主契約の介護保険金が保障する状態より軽度な状態の場合にも保険金を受取れる特約></p> <p>米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約</p> <p>P30 P17</p> <p><第2保険期間中に余命が6ヶ月以内と判断される場合、死亡保険金額を受取るための特約></p> <p>リビング・ニーズ特約(10)</p> <p>P34 P47</p> <p><第1保険期間中の死亡給付金を一時払保険料相当額(円建)で最低保証するための特約></p> <p>円建死亡給付金額最低保証特約</p> <p>P36 P25</p> <p><死亡保険金等を年金で受取り、または一定期間据置するための特約></p> <p>保険金等の支払方法の選択に関する特約</p> <p>P38 P31</p> <p><所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合に代理人が請求できる特約></p> <p>指定代理請求特約</p> <p>P40 P27</p> <p><円による金銭の授受等を行うための特約></p> <p>円換算払込特約</p> <p>P43 P39</p> <p>円換算支払特約</p> <p>P44 P43</p>		
別表	<p><普通保険約款や特約条項に共通している別表></p> <p>別表1、4、19、37~39、46、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58</p> <p>— P53</p>		

説明
主な保険用語のご

重要なお知らせ
ご確認いただきたい

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴につ

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 調度その他生命保険に

約 款

主
契
約

特
約

別
表

目次

<ご契約のしおり>



目的別もくじ

2



主な保険用語のご説明

6



ご確認いただきたい重要なことから

8

1. この保険の通貨について…………… 8
2. 為替リスクについて…………… 8
3. 自己責任について…………… 9
4. 解約返戻金が一時払保険料を下回る場合があります…………… 9
5. 保険料を借入金で調達した場合のお申込および借入を前提としたお申込はできません…………… 9
6. 重要事項の説明について…………… 9



I. ご契約にあたって

11

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について…………… 12
2. 生命保険募集人について…………… 12
3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合…………… 12
4. ご契約の申込書・告知書について…………… 12
5. 告知について…………… 13
6. 告知が事実と違っていた場合…………… 13
7. お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について…………… 15
8. 保障はつぎの時から開始されます…………… 17
9. 保険料のお払込について…………… 17
10. 保険料領収証について…………… 17



II. しくみと特徴について

19

1. しくみ…………… 20
2. 特徴…………… 21
3. 積立利率について…………… 22
4. 保険金等のお支払について…………… 23
5. 円でのお払込・お支払について…………… 27
6. 為替相場の変動による影響について…………… 29
7. 米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約…………… 30
8. リビング・ニーズ特約（10）…………… 34
9. 円建死亡給付金額最低保証特約…………… 36
10. 保険金等の支払方法の選択に関する特約…………… 38
11. 指定代理請求特約…………… 40
12. 円換算払込特約…………… 43
13. 円換算支払特約…………… 44
14. 保険金等をお支払できない場合…………… 45
15. 保険契約の解除・取消・無効について…………… 46
16. 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例…………… 47



Ⅲ. ご契約後について 51

- 1. 貸付について…………… 52
- 2. 減額について…………… 52
- 3. 解約と解約返戻金について…………… 52
- 4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について…………… 57
- 5. 差押債権者、破産管財人等による解約について…………… 57
- 6. 保険金等の受取人による保険契約の存続について…………… 57
- 7. 各種変更手続について…………… 58
- 8. 生命保険と税金について…………… 59



Ⅳ. 請求手続について 61

- 1. 請求手続について…………… 62
- 2. 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ…………… 64



Ⅴ. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ 65

- 1. 当社の組織形態（株式会社）について…………… 66
- 2. 個人情報の取扱について…………… 66
- 3. 保険契約等に関する情報の共同利用について…………… 69
- 4. 取引時確認について…………… 70
- 5. 「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」について…………… 70
- 6. 税法上の居住地国の確認について…………… 70
- 7. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について …… 71
- 8. 「生命保険契約者保護機構」について…………… 71

<約 款>



- 1. 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）普通保険約款 …… 3
- 2. 米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約条項…………… 17
- 3. 円建死亡給付金額最低保証特約条項…………… 25
- 4. 指定代理請求特約条項…………… 27
- 5. 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項…………… 31
- 6. 円換算払込特約条項…………… 39
- 7. 円換算支払特約条項…………… 43
- 8. リビング・ニース特約（10）条項…………… 47
- 9. 情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項…………… 51
- 10. 別表1、4、19、37～39、46、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58…………… 53

説明
主な保険用語のご

重要なお知らせ
ご確認いただきたい

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴につ

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に

約 款

主
契
約

特
約

別
表



主な保険用語のご説明

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 調度その他生命保険に関するお知らせ

あ

一時払保険料相当額 (いちしばらいほけんりょうぞうとうがく)

お申込時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

か

介護保険金 (かいごほけんきん)

第2 保険期間中に被保険者が所定の要介護状態または器質性認知症による所定の状態の場合にお支払するお金のことです。

解約返戻金 (かいやくへんれいきん)

ご契約を解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

契約応当日 (けいやくおうとうび)

ご契約後に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

契約年齢 (けいやくねんれい)

契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。

契約日 (けいやくび)

当社の責任が開始される日をいい、契約年齢や積立利率等の計算の基準日となります。

高度障害保険金 (こうどしょうがいほけんきん)

第2 保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態の場合にお支払するお金のことです。

告知義務 (こくちぎむ)

保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込をされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことからについて、ありのままに報告していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

告知義務違反 (こくちぎむいはん)

当社がおたずねした重要なことからについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合、告知義務違反として、当社にご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。

さ

死亡給付金 (しぼうきゅうふきん)

被保険者が第1 保険期間中に死亡されたときにお支払するお金のことです。

死亡保険金 (しぼうほけんきん)

被保険者が第2 保険期間中に死亡されたときにお支払するお金のことです。

死亡保険金受取人 (しぼうほけんきんうけとりじん)

死亡給付金、死亡保険金を受取る人のことをいいます。

死亡保険金額 (しぼうほけんきんがく)

この保険の死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金を支払う場合に基準となる金額です。

主契約 (しゅけいやく)

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。

責任開始日 (せきにんかいしび)

当社にご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日(契約日)といいます。責任開始日は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額が当社に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお払いただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

た

第1 保険期間 (だいいちほけんきかん)

契約日から2年間です。

第2 保険期間 (だいにほけんきかん)

第1 保険期間の満了日の翌日から終身の期間です。

積立金 (つみたてきん)

将来の保険金をお支払するために積み立てた部分があります。

積立利率 (つみたてりりつ)

積立金に付利する利率のことをいいます。

約 款

主契約

特約

別表

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことがら

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. 契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

主契約

特約

別表

特約 (とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は 被保険者 (ひほけんしゃ)

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)

保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権等)と義務(保険料支払義務等)を持つ人のことをいいます。

保険証券 (ほけんしょうけん)

ご契約の死亡保険金額や保険期間等の契約内容を記載したものです。

保険年度 (ほけんねんど)

契約日または年単位の契約応当日から起算してつぎに到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいい、初年度を第1保険年度、以下1年を経るごとに第2保険年度、第3保険年度と数えることとします。

ま 免責事由 (めんせきじゆう)

被保険者が支払事由に該当した場合でも、被保険者の自殺等のケースでは保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や 約款 (やっかん)

ご契約についてのとりきめ等を記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。



ご確認くださいたい重要なことから

ご契約に際して、下記内容を十分ご理解いただいたうえで、お申込ください。

1. この保険の通貨について

- この保険の通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます）です。
- 特約を付加することにより、金銭の授受を米国ドルにかえて、円貨（以下、「円」といいます）で行うことができます。

2. 為替リスクについて

- この保険は米国ドル建であるため、円での保険料のお払込や保険金等のお受取をされた場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等を円に換算した場合の金額が、お払込いただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等を円に換算した場合の金額が、お払込いただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。

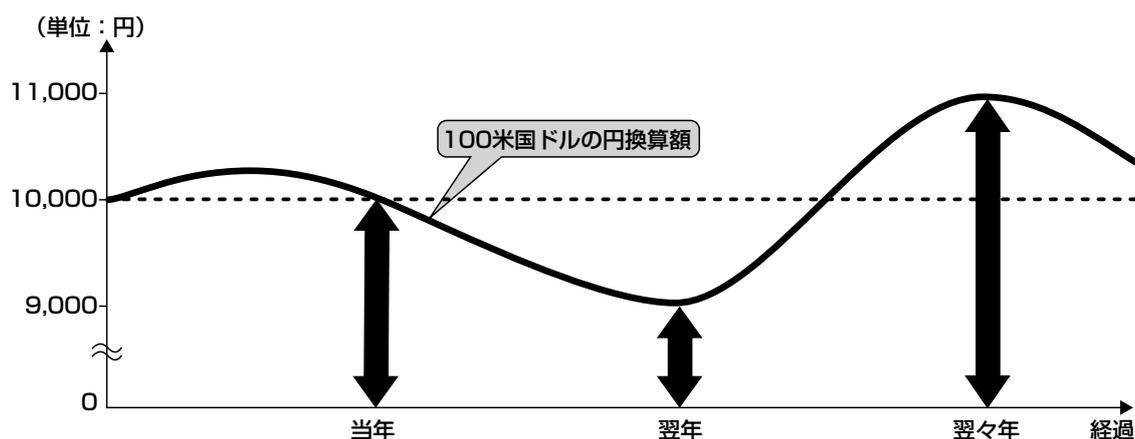
米国ドルを円に換算した場合の為替相場の変動による影響

為替相場の変動により、米国ドルを円に換算した金額（円換算額）は増減します。

- 100米国ドルを円に換算した場合

	当 年	翌 年	翌々年
為替レート	100円	90円	110円
円換算額	10,000円	9,000円	11,000円

■イメージ図



参照 ▶ 為替相場の変動による影響について、詳しくは「II. しくみと特徴について」の「6. 為替相場の変動による影響について」をご参照ください。

3. 自己責任について

- この保険にかかる為替リスクは、PGF生命が負うものではなく、保険契約者および受取人に帰属します。

4. 解約返戻金が一時払保険料を下回る場合があります

- この保険には契約日からその日を含めて10年間、解約控除がありますので、途中で解約すると解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります。
- 解約控除のほかに、運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、契約日からその日を含めて20年以内に解約された場合は、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。
- 解約控除と市場価格調整は、解約された場合だけでなく減額された場合にも適用されます。

5. 保険料を借入金で調達した場合のお申込および借入を前提としたお申込はできません

- 保険料を借入金で調達した場合は、運用実績や外国為替相場の変動によっては解約返戻金額等が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込はできません。

6. 重要事項の説明について

お申込に際しましては、当社の募集代理店の担当者から特に重要なお知らせを記載した書面をお受取のうえ、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の内容について説明を受けてください。「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の内容をご確認いただけましたら、「意向確認書」または「意向確認書兼適合性確認書」にご署名のうえ、申込書・告知書とともに当社の募集代理店の担当者にお渡しくください。

ご契約のしおり

説明
主
な
保
険
用
語
の
ご

重要
な
こ
と
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
求
手
続
に
つ
い
て
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約特
約別
表

Memo



I. ご契約にあたって

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	12
2. 生命保険募集人について	12
3. 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合	12
4. ご契約の申込書・告知書について	12
5. 告知について	13
6. 告知が事実と違っていた場合	13
7. お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	15
8. 保障はつぎの時から開始されます	17
9. 保険料のお払込について	17
10. 保険料領収証について	17

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3. 現在のご契約を見直して新たにご契約のお申込をされる場合

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

4. ご契約の申込書・告知書について

申込書は、記載内容をご確認のうえ、必ずご本人が署名ください。

被保険者となられる方の健康状態・職業等については、「告知書」のご質問事項に対してお答えいただく必要があります（告知義務といえます）。「告知書」には必ずご本人がありのままを正確にご記入ください。

《情報端末を利用してご契約の申込手続を行う場合》

情報端末を利用したお申込の場合は、お手続き画面に必要な事項をご入力ください。ご入力後は、入力内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名をお願いします。

※情報端末を利用したご契約の申込手続は、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内での取扱となります。

※募集代理店によっては情報端末を利用したご契約の申込手続をお取扱しない場合があります。

お申込の内容や告知された内容について、ご契約のとき、さらに保険金等のご請求の際、当社社員または当社が委託した者がご確認にお伺いする場合があります。

5. 告知について

ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことからについておたずねします。

■告知義務とは

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴、現在の健康状態、職業**等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

■告知の方法

健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままをご記入ください。過去の傷病歴等、告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことから、書面でおたずねすることになっています。

⚠️ ご注意

- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
なお、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等は、ご契約をお断りする場合もあります。

6. 告知が事実と違っていた場合

もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

- 告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日からその日を含めて2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由等が責任開始日からその日を含めて2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等をお支払する事由が発生していても、これをお支払することはできません（ただし、「保険金・給付金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払することがあります）。この場合には、解約の際にお支払する返戻金があれば保険契約者にお支払します。

※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

この場合、

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- また、すでにお払いただいた保険料はお返ししません。

説明
主な保険用語の「」

重要
「」確認いただきたい
重要なことがら

I.
「」契約にあたって

II.
「」しくみと特徴につ
いて

III.
「」契約後について

IV.
請求手続について

V.
「」調度その他生命保険に
関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

主な
説明
保険用語の
ご説明

ご確認
重要な
こと
が
ら
ご
重
要
な
こ
と
が
ら

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

- また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認する場合があります。

主
契
約

特
約

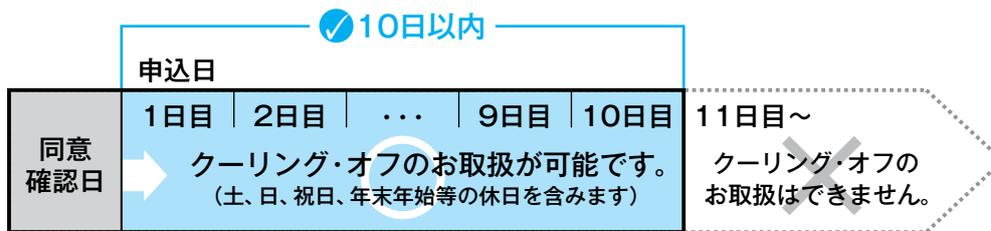
別
表

7. お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）。

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、申込日または契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）についての同意確認日のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、書面によりお申込の撤回またはご契約の解除（以下「お申込の撤回等」といいます）をすることができます。

お申込の撤回等（クーリング・オフ）のながれ



〒 郵送の場合、消印を基準とします。

- お申込の撤回等をされた場合、原則PGF生命にお払いいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します（保険料を米国ドルでお払いいただいた場合は米国ドルで、円換算払込特約を付加して円でお払いいただいた場合は円でご返金します）。
 ※なお、米国ドルでお受取いただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米国ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。
- 円換算払込特約の付加有無等により、お申込の撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。詳しくは、下記をご参照ください。

	保険料のお払込時の通貨	お申込の撤回等（クーリング・オフ）の際の返金通貨
円換算払込特約を付加 <u>する</u> 場合	円* ¹	円* ³
円換算払込特約を付加 <u>しない</u> 場合	米国ドル* ²	米国ドル* ⁴

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
- *2 金融機関で円を米国ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
- *3 円でお払いいただいた金額と同額を返金します。
- *4 米国ドルでお払いいただいた金額と同額を返金します。ただし、当初の資金が円の場合（金融機関で米国ドルに交換した場合）、以下により、返金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円から米国ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ② 米国ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③ 送金及び着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損(益)

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

次のページへつづきます

主な
説明
保険用語の
ご説明

ご確認
重要な
こと

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴につ
いて

III. 契約後について

IV. 請求手続について

V. 請度その他生命保険に
関するお知らせ

主
契約

特
約

別
表

■お申込の撤回等の方法

- お申込の撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込書番号（申込書控に印字）、保険料返金先（返金口座）をご記入ください。
- お申込の撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

お申込の撤回等（クーリング・オフ）お申出書面（封書）の記載見本（例）

切手 1028015
消印有効 10日以内の
PGF生命クーリング・オフ担当 宛
東京都千代田区一番町21番地

PGF生命 行
私は下記契約の申し込みを撤回します。
氏名 ○○ ○○
住所 ○○県○○市○○町○-○-○
電話番号 ○○○○-○○-○○○○
申込書番号 ○○○○○○○○○○
保険料返金先 ○○銀行 ○○支店
預金種目 ○○口座番号 ○○○○○○
口座名義人 ○○○○

送付先
〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地
PGF生命クーリング・オフ担当

●お申込の撤回等をする旨の明記
●自署
●申込書控に印字
●すでに保険料を払い込まれた場合*

* PGF生命にお払いいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

■お申込の撤回等のお取扱期限

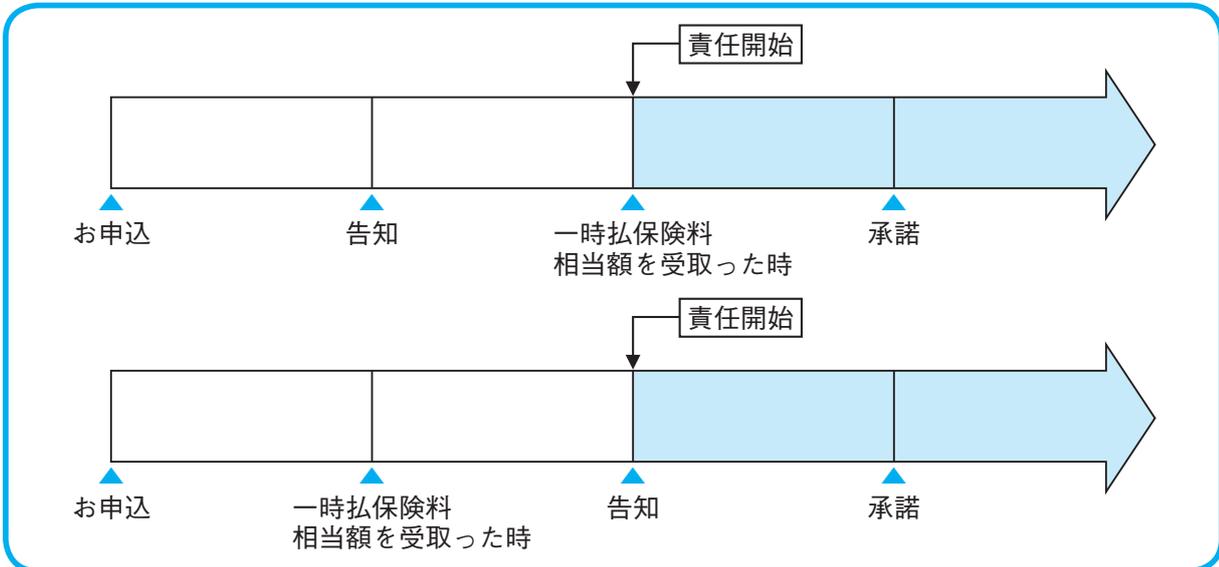
お申込の撤回等の方法	お取扱期限
郵 送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

以下の場合、**お申込の撤回等（クーリング・オフ）はお取扱できません。**

- ① 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ② 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

8. 保障はつぎの時から開始されます

- 告知ならびに一時払保険料相当額を受取った時から、当社は保険契約上の責任を負います。
 - お申しいただいたご契約のお引受を当社が承諾した場合、一時払保険料相当額を受取った時（告知前に受取った場合は告知の時）から、当社は保険契約上の責任を開始します。
 - 当社の責任が開始される日を契約日とします。
 - 責任開始について図示するとつぎのようになります。



9. 保険料のお払込について

- 保険料のお払込方法
保険料のお払込方法（回数）は、一時払（1回）のみとなります。
- 保険料は当社指定口座へお振込（ご送金）いただきます。
- ご契約のお申込に際して、一時払保険料に相当する金額をお払込いただくときは、これと引換えに、金融機関で発行される振込金受取書をお受取ください。

10. 保険料領収証について

- お申しいただきますご契約については、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関からのお振込に限定されていますので、原則として当社より領収証の発行はしません。保険証券がお手元に届くまで、金融機関で発行される振込金受取書を大切に保管してください。

説明
主な
保険
用語の
ご

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.ご
契約
にあ
たっ
て

II.し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.ご
契約
後
に
つ
い
て

IV.請
求
手
続
に
つ
い
て

V.請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

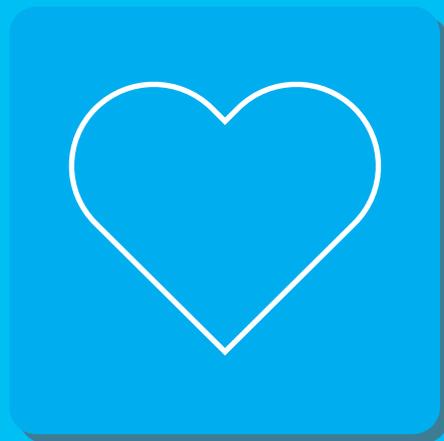
約 款

主
契
約

特
約

別
表

Memo



Ⅱ. しくみと特徴 について

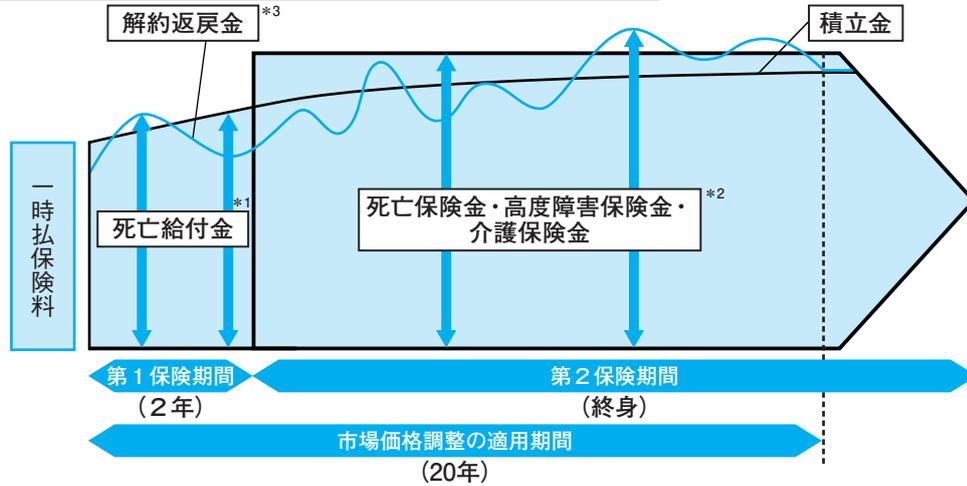
1. しくみ	20
2. 特徴	21
3. 積立利率について	22
4. 保険金等のお支払について	23
5. 円でのお払込・お支払について	27
6. 為替相場の変動による影響について	29
7. 米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約	30
8. リビング・ニーズ特約（10）	34
9. 円建死亡給付金額最低保証特約	36
10. 保険金等の支払方法の選択に関する特約	38
11. 指定代理請求特約	40
12. 円換算払込特約	43
13. 円換算支払特約	44
14. 保険金等をお支払できない場合	45
15. 保険契約の解除・取消・無効について	46
16. 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	47

1. しくみ

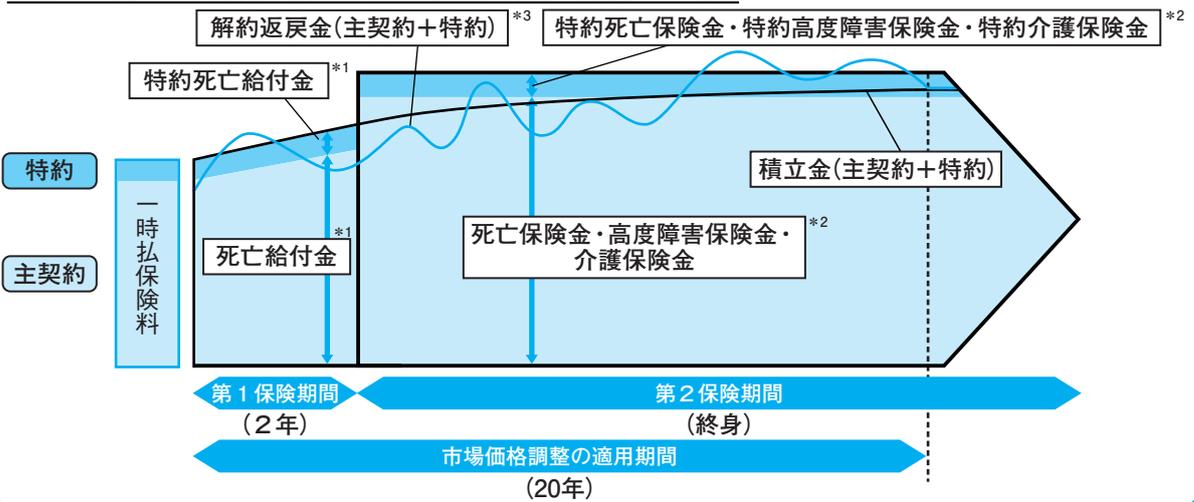
認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）

■イメージ図

米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加しない場合



米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加した場合



- *1 積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。
 - *2 保険金額が解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額をお支払します。
 - *3 契約日からその日を含めて20年以内の解約または減額の場合、解約返戻金額については市場価格調整の適用があるため金額が増減します。
- ※このイメージ図は、将来の解約返戻金額、死亡保険金額等を保証するものではありません。
 ※この保険に配当金はありません。

保険期間

第1保険期間	契約日から2年間	第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間
---------------	----------	---------------	----------------------

●各保険金の説明は下記をご参照ください。

保険金・給付金	項目	ページ
死亡給付金・死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金	保険金等のお支払について	P23
特約死亡給付金・特約死亡保険金・特約高度障害保険金・特約介護保険金	米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約	P30

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 請度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

2. 特徴

一時払の終身保険です

- 申込時に保険料を一時にお払いいただきます。
- お払いいただいた一時払保険料は、積立金として投入されます。
- 積立金は、当社所定の方法により積み立てられます。
- 契約日に適用される積立利率は、ご契約後、終身にわたり適用されます。

米国ドル建の保険です

- 一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は米国ドルで行います。
- 円換算払込特約、円換算支払特約を付加することで、保険料のお払込や保険金のお受取等について、米国ドルを円に換算して行うことができます。

⚠️ ご注意

- お申込される募集代理店によっては、円換算払込特約をお取扱しないこともあります。

第1 保険期間と第2 保険期間の保障について

- 第1 保険期間の死亡給付金を積立金相当額に抑え、第2 保険期間の保障を大きくします。
- 第1 保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。
- 第2 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金額をお支払します（死亡保険金額が、被保険者が死亡された日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額を死亡保険金額としてお支払します）。
- 第2 保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態、所定の要介護状態または器質性認知症による所定の状態になられた場合は、支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額をお支払します。

介護をする方が、介護保険金を直接受取ることができます

- 介護保険金の受取人は、被保険者のほか、被保険者同意のうえ被保険者以外の方からも指定できます。

特約を付加することにより、主契約の介護保険金が保障する状態より軽度な状態の場合にも保険金を受取ることができます

- 米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加することにより、主契約の支払事由に該当された場合のほか、主契約の介護保険金が保障する所定の要介護状態（要介護2以上）または器質性認知症による所定の状態より軽度な、公的介護保険制度の要介護1以下（要支援1、要支援2、要介護1）の状態または軽度認知障害（MCI）と診断確定された場合にも保険金をお支払します。
- 特約介護保険金の受取人は被保険者となります。
参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「7.米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約」をご参照ください。

⚠️ ご注意

- お申込される募集代理店によっては、米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約をお取扱しないこともあります。

説明
主な保険用語のご

重要
ご確認いただきたい

Ⅰ.
ご契約にあたって

Ⅱ.
しくみと特徴につ

Ⅲ.
ご契約後について

Ⅳ.
請求手続について

Ⅴ.
諸制度その他生命保険に

約 款

主
契
約

特
約

別
表

第1 保険期間中の死亡給付金額を最低保証することができます

- 第1 保険期間中の死亡給付金の支払額について、円建による一時払保険料相当額を最低保証することができます。
参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「9.円建死亡給付金額最低保証特約」をご参照ください。

お受取に関する特約について

- 保険金等の受取方法を、年金での受取り、または一定期間据置いてからの受取に変更することができます。
参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「10.保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご参照ください。

3. 積立利率について

- この保険に適用される積立利率は、契約日*¹に設定される積立利率が終身にわたって適用され、変更されることはありません。
 * 1 契約日は、一時払保険料が当社に着金した日と告知日のいずれか遅い日になります。ただし、一時払保険料額に不足があり、追加の保険料をお振込みいただいた場合には、追加の保険料が当社に着金した日が告知日のいずれか遅い日が契約日となります。
- 積立利率は、契約日における基準利率*²の-1.0%から+1.5%の範囲内で当社が定めた利率から、**保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いた利率**とし、毎月1日と16日に設定されます。
 * 2 契約日における基準利率とは、つぎのとおりです。

契約日	基準利率
1日から15日	契約日の属する月の前月26日（ただし、その日が休業日の場合は直後の営業日）の直前5日分の指標金利（別表49）の平均値
16日から月末まで	契約日の属する月の当月11日（ただし、その日が休業日の場合は直後の営業日）の直前5日分の指標金利（別表49）の平均値

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- 直近の積立利率については、当社ホームページをご覧ください。

■積立金の計算について

- 積立金は、積立利率をもとに計算されます。
 - ・第1 保険期間
円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合、死亡給付金、特約死亡給付金を円で最低保証するための費用が積立金から控除されます。
 - ・第2 保険期間
将来の死亡保障、高度障害保障、介護保障および器質性認知症の保障に必要な費用が積立金から控除されます。米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の積立金については、軽度な介護保障および軽度認知障害（MCI）の保障に必要な費用も控除されます。

4. 保険金等のお支払について

保険金をお支払する場合

●つぎのときには、死亡給付金、死亡保険金、高度障害保険金および介護保険金をお支払します。

	保険金・給付金	支払事由	支払額	受取人
第1保険期間中	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたとき	被保険者が死亡された日における積立金相当額。(ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額とします。)	死亡保険金受取人
	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額。(ただし、死亡保険金額が、被保険者が死亡された日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額を死亡保険金額とします。)	
第2保険期間中	高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき ① 第1保険期間において高度障害状態(別表1)に該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日においてその高度障害状態に該当しているとき ② 第2保険期間において高度障害状態(別表1)に該当したとき	被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額	被保険者
	介護保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき ① 第1保険期間中につぎの(1)、(2)または(3)のいずれかに該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日において、第1保険期間中に該当した(1)、(2)または(3)に該当しているとき (1) 満65歳未満の被保険者が当社所定の要介護状態(別表51)に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき (2) 公的介護保険制度(別表37)による要介護認定(別表38)または要介護更新認定(別表39)を受け、要介護2以上の状態(別表46)に該当していると認定されたとき (3) 器質性認知症(別表52)と診断確定*1され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態(別表52)に該当したとき ② 第2保険期間中に①の(1)、(2)または(3)のいずれかに該当したとき	被保険者が介護保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額	介護保険金の受取人*2

* 1 器質性認知症の診断確定は、認知機能検査・神経心理学的検査および臨床検査(画像検査を含む)により、その症状が180日以上継続していることが、医師によって診断確定されることを必要とします。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

* 2 介護保険金の受取人は、被保険者のほか、被保険者同意のうえ被保険者以外の方からも指定できます。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

次のページへつづきます

説明
主な保険用語のご説明

重要
ご確認いただきたい重要なことがら

Ⅰ
ご契約にあたって

Ⅱ
しくみと特徴について

Ⅲ
ご契約後について

Ⅳ
請求手続について

Ⅴ
諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

説明
主な保険用語の「」

「」確認いただきたい
重要なことがら

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

●死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してお支払しません。

■被保険者が第1保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合

- ①所定の高度障害状態になられた後に、被保険者が第1保険期間中に死亡された場合、死亡給付金をお支払します。
- ②所定の高度障害状態になられた後に、被保険者が第1保険期間満了日の翌日にその状態に該当している場合、高度障害保険金をお支払します。

■被保険者が第1保険期間中に所定の要介護状態になられた場合

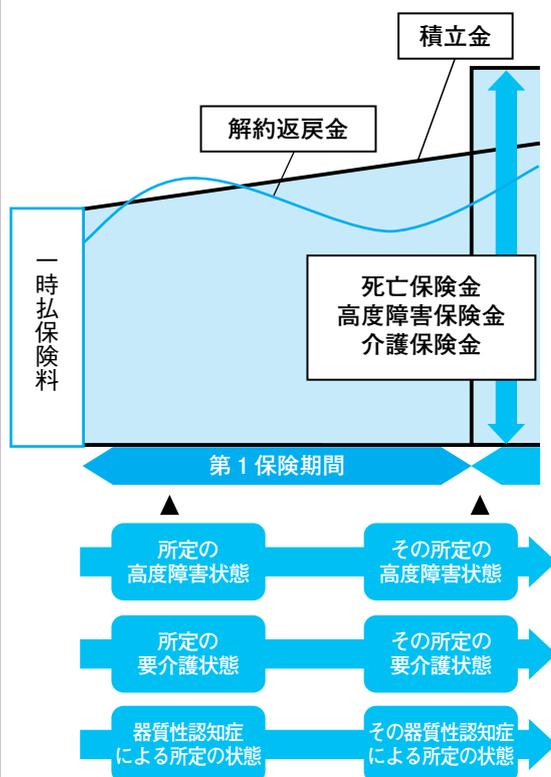
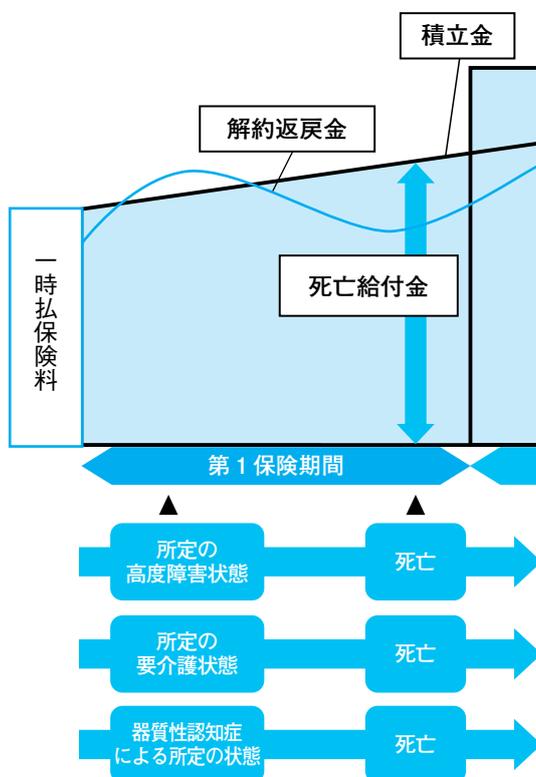
- ①所定の要介護状態になられた後に、被保険者が第1保険期間中に死亡された場合、死亡給付金をお支払します。
- ②所定の要介護状態になられた後に、被保険者が第1保険期間満了日の翌日にその状態に該当している場合、介護保険金をお支払します。

■被保険者が第1保険期間中に器質性認知症による所定の状態になられた場合

- ①器質性認知症による所定の状態になられた後に、被保険者が第1保険期間中に死亡された場合、死亡給付金をお支払します。
- ②器質性認知症による所定の状態になられた後に、被保険者が第1保険期間満了日の翌日にその状態に該当している場合、介護保険金をお支払します。

※死亡給付金のお支払額は、被保険者が死亡された日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。

※高度障害保険金・介護保険金のお支払額は、第1保険期間満了日の翌日における死亡保険金の支払額と同額となります。



※第1保険期間満了日翌日にその所定の状態でない場合には支払われません。

※このイメージ図は将来の解約返戻金額、死亡保険金額等を保証するものではありません。

法令等の改正に伴う支払事由の変更について

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更する場合があります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨を、支払事由変更日の2か月前までに、保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - ① 支払事由の変更を承諾する方法
 - ② 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、「①支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

- 保険金の支払事由が発生した場合は、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- 保険金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱しています。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「10. 保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご参照ください。

⚠ ご注意

- 保険金額等は、米国ドル建てで計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。**
- 米国ドルでお受取の際には、米国ドルで受領できる口座が必要になります。なお、米国ドルでのお支払は円でのお支払に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 米国ドルで保険金等をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。**
- また、米国ドルでのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客様の負担となります。**

介護保険金の受取人について

- 介護保険金は、介護保険金の受取人にお支払します。
- 介護保険金の受取人は、被保険者のほか、被保険者同意のうえ被保険者以外の方からも指定することができます。
- 介護保険金の受取人は、複数人指定することができます。
- 介護保険金の支払事由が発生するまでは、介護保険金の受取人を変更することができます。
※被保険者以外の方を変更後の介護保険金の受取人とする場合は、被保険者の同意が必要です。

<介護保険金の活用>

介護保険金は、介護費用のほか、介護離職による介護者の収入減の補填などにご活用いただけます。

保険契約者は、以下の介護保険金の活用ニーズに応じて、介護保険金の受取人を指定・変更することができます。

介護保険金の受取人	
被保険者以外の方（介護者）	被保険者*（ご自身）
ご自身がどのような介護を受けたいかを家族（介護者）と話し合い、その想いを託す介護者に経済的なサポートと安心を直接届けたい場合	要介護状態になった場合の経済的な負担に備え、ご自身でご活用いただける資金を準備したい場合

* 介護保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であるなど、介護保険金を請求できない所定の事情があるときは、指定代理請求人による介護保険金の請求が可能です。

参照 ▶ 詳しくは「II. しくみと特徴について」の「11. 指定代理請求特約」をご参照ください。

！ ご注意

- 介護保険金を確実にご請求いただき、被保険者のためにご活用いただくため、被保険者以外の方を介護保険金の受取人に指定・変更した場合は、介護保険金の受取人になられた方に対して、必ず「指定・変更した」ことをお伝えください。

保険金をお支払できない場合

- つぎのときには、死亡給付金、死亡保険金、高度障害保険金および介護保険金をお支払できません。

保険金・給付金	免責事由
死亡給付金	① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき* ② 保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
死亡保険金	① 保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
高度障害保険金	① 保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表1）になられたとき
介護保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者、被保険者または介護保険金の受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（別表19）

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

* ただし、精神障害等による自殺については死亡給付金をお支払する場合がありますので、当社にお問い合わせください。

※ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払します。

- つぎのときには、死亡保険金、高度障害保険金を削減してお支払することがあります。
被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡され、または高度障害状態（別表1）になられた場合で、その原因によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき。

- つぎのときには、介護保険金を削減してお支払することがあります。
被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって介護保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によって介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき。

- 告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。

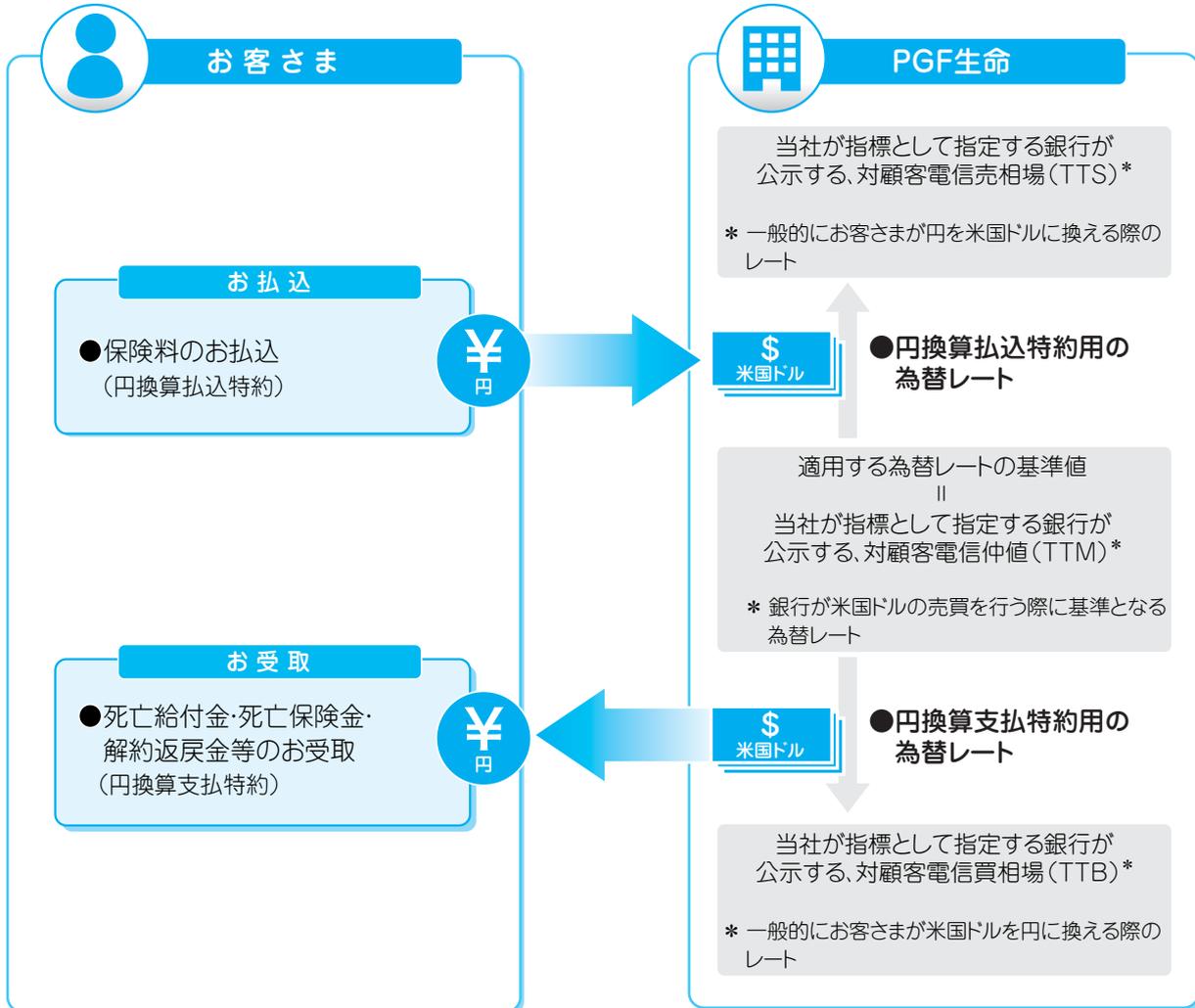
参照 ▶ 詳しくは「II. しくみと特徴について」の「14. 保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

5. 円でのお払込・お支払について

適用する主な為替レートについて

この保険においては、円を米国ドルに換算するとき、米国ドルを円に換算するときには、当社が指標として指定する銀行へ支払う手数料を含んだ為替レートを適用します。

■当社が適用する為替レート



ご契約のしおり

説明
主な保険用語のご

ご確認いただきたい
重要なことがら

Ⅰ.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴につ

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

Ⅴ.諸制度その他生命保険に
関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

次のページへつづきます

主な
説明
保険
用語
の一
覧

ご
確
認
い
た
だ
き
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I. ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II. し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III. ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV. 請
求
手
続
に
つ
い
て

V. 請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

項 目	内 容				
円換算払込特約用の為替レート	<p>米国ドル建の保険料から保険料円換算額^{*1}を算出するために用いる為替レートは、保険料円換算額の当社受領日（着金日）^{*2}における円換算払込特約用の為替レートを適用します。</p> <p>このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、受領日の対顧客電信売相場（TTS）^{*3}を上回ることはありません。</p>				
円換算支払特約用の為替レート	<p>米国ドル建の死亡保険金・解約返戻金等の円による支払額を算出するために用いる為替レートは、換算基準日^{*4}における円換算支払特約用の為替レートを適用します。</p> <p>このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日^{*2}の対顧客電信買相場（TTB）^{*3}を下回ることはありません。</p> <p><換算基準日></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡給付金 死亡保険金 高度障害保険金 介護保険金 解約返戻金等</td> <td>所定の書類を当社にて受理した日の前日</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	換算基準日	死亡給付金 死亡保険金 高度障害保険金 介護保険金 解約返戻金等	所定の書類を当社にて受理した日の前日
対 象	換算基準日				
死亡給付金 死亡保険金 高度障害保険金 介護保険金 解約返戻金等	所定の書類を当社にて受理した日の前日				

- *1 保険料円換算額とは、保険契約者にお払いいただいた円建の金額のことです。
- *2 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直後の銀行の営業日とします。
- *3 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *4 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直前の銀行の営業日とします。

！ ご注意

- 当社が適用する為替レートは、当社が指標として指定する銀行が公示する為替レートを基準としています。TTM（仲値）とTTS・TTBとの幅は各銀行によって異なります。
- TTMレートは、午前10時頃のインターバンク（銀行間）取引実務レートを基準に決定されます。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分（TTSとTTBの差額）のご負担が生じます。
- お申込される募集代理店によっては、円換算払込特約、円換算支払特約をお取扱しないこともあります。

主
契
約

特
約

別
表

6. 為替相場の変動による影響について

円と米国ドルとの当社所定の為替レートは毎日変動しています。この保険は保険料、保険金および解約返戻金等を米国ドルでお取扱しているため、米国ドルを円に交換する際に、下記のように為替相場の変動による影響を受けます。

①保険料について

米国ドルを円に換算した保険料は、為替相場の変動による影響を受けます。

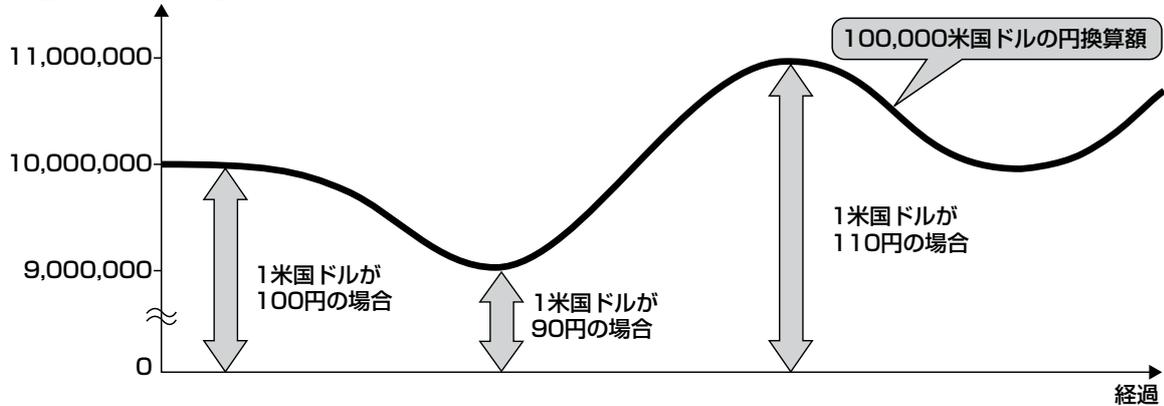
【例-一時払保険料が100,000米国ドルの場合】

保険料円換算額	円換算払込特約用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
	円換算払込特約用の為替レートが90円の場合	9,000,000円
	円換算払込特約用の為替レートが110円の場合	11,000,000円

米国ドルを円に換算した場合の為替相場の変動による影響

■イメージ図

保険料円換算額 (単位:円)



②保険金等について

円でお受取になる保険金・解約返戻金等の金額は、為替相場の変動による影響を受けます。

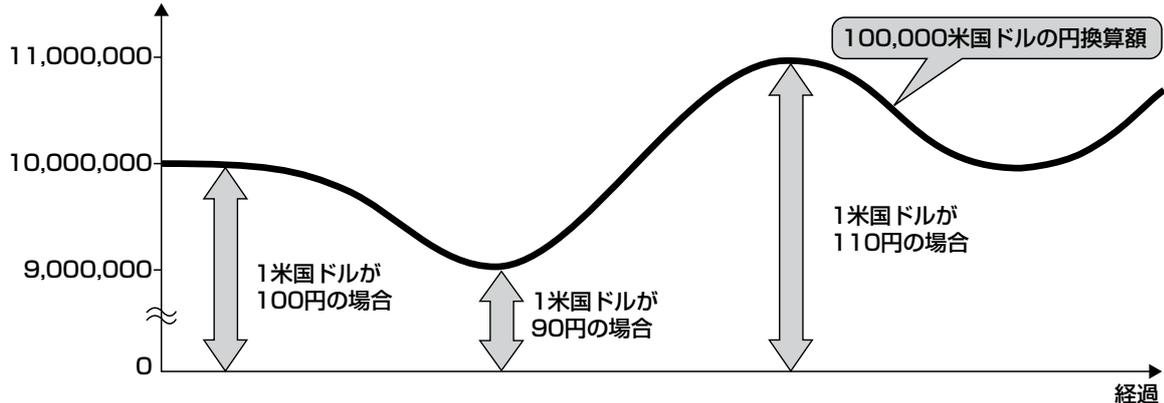
【例-保険金額が100,000米国ドルの場合】

円換算保険金額	円換算支払特約用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
	円換算支払特約用の為替レートが90円の場合	9,000,000円
	円換算支払特約用の為替レートが110円の場合	11,000,000円

米国ドルを円に換算した場合の為替相場の変動による影響

■イメージ図

円換算保険金額 (単位:円)



ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

7. 米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約

この特約により、主契約の支払事由に該当された場合のほか、主契約の介護保険金が保障する所定の要介護状態（要介護2以上）または器質性認知症による所定の状態より軽度な、公的介護保険制度の要介護1以下（要支援1、要支援2、要介護1）の状態または軽度認知障害（MCI）と診断確定された場合にも保険金をお受取いただけます。

■この特約の付加について

●この特約はご契約の締結時のみ付加できます。この特約の中途付加はできません。

■特約の保険金額について

●特約保険金額は、お払込いただく一時払保険料（主契約と特約の保険料の合計額）の10%で計算される金額となります。ただし、10,000米国ドルを上限とします。

■この特約の積立利率について

●主契約と同じ積立利率です。

■この特約による保険金のお支払について

●つぎのときには、特約死亡給付金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約介護保険金をお支払します。

	保険金・給付金	支払事由	支払額	受取人
第1保険期間中	特約死亡給付金	被保険者が主契約の死亡給付金の支払事由に該当したとき	被保険者が死亡された日における特約部分の積立金相当額。（ただし、その日における特約部分の解約返戻金額を下回る場合は特約部分の解約返戻金額とします。）	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
	特約死亡保険金	被保険者が主契約の死亡保険金の支払事由に該当したとき	特約死亡保険金額。（ただし、特約死亡保険金額が、被保険者が死亡された日における特約部分の解約返戻金額を下回る場合は特約部分の解約返戻金額を特約死亡保険金額とします。）	
第2保険期間中	特約高度障害保険金	被保険者が主契約の高度障害保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が特約高度障害保険金の支払事由に該当した日における特約死亡保険金の支払額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

ご契約のしおり

主な保険用語の説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. 契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

	保険金・給付金	支払事由	支払額	受取人
第2保険期間中	特約介護保険金	つぎの①から③のいずれかに該当したとき ① 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第1保険期間中につぎの(1)、(2)または(3)のいずれかに該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日において、その(1)、(2)または(3)に該当しているとき (1) つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア) 軽度認知障害（MCI）（別表53）と診断確定*されたとき (イ) 公的介護保険制度（別表37）による要支援認定（別表54）もしくは要支援更新認定（別表55）または要介護認定（別表38）もしくは要介護更新認定（別表39）を受け、要支援1、要支援2または要介護1の状態（別表56）に該当していると認定されたとき (2) 満65歳未満の被保険者が当社所定の要支援・要介護状態A（別表57）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき (3) 満65歳未満の被保険者が当社所定の要支援・要介護状態B（別表58）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日以上継続していることを診断され、かつその診断された日においてその日からその日を含めて180日以内に回復する見込みがないことが医師によって診断確定されたとき ② 被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間中に①の(1)、(2)または(3)に該当したとき ③ 被保険者が主契約の介護保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した日における特約死亡保険金の支払額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の変更することはできません。）

*軽度認知障害（MCI）の診断確定は、認知機能検査・神経心理学的検査および臨床検査（画像検査を含む）により、その症状が180日以上継続していることが、医師によって診断確定されることを必要とします。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

※特約介護保険金は、器質性認知症（別表52）と診断確定されている場合に、意識障害のない状態において見当識障害がある状態（別表52）に該当しなかった場合でも、お支払することがあります。

参照▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

●この特約の特約介護保険金の受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人（被保険者）となります。被保険者以外の方を主契約の介護保険金の受取人に指定・変更した場合は、主契約と特約で受取人が異なります。

	保険金	受取人
米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約	特約介護保険金	被保険者
主契約	介護保険金	介護保険金の受取人

- 説明 主な保険用語の「ご確認いただきたい重要なこと」がら
- I. ご契約にあたって
- II. しくみと特徴について
- III. 契約後について
- IV. 請求手続について
- V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

- 約 款
- 主契約
- 特約
- 別表

次のページへつづきます▶

- 特約死亡保険金・特約高度障害保険金・特約介護保険金は重複してお支払しません。
- 被保険者が第1保険期間中に所定の高度障害状態に該当された場合は、第1保険期間満了日の翌日に該当しているとき、特約高度障害保険金をお支払します。
- 被保険者が第1保険期間中に軽度認知障害（MCI）と診断確定された場合、所定の要支援状態もしくは要介護状態または器質性認知症による所定の状態に該当された場合は、第1保険期間満了日の翌日に該当しているとき、特約介護保険金をお支払します。

法令等の改正に伴う支払事由の変更について

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更する場合があります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨を、支払事由変更日の2か月前までに、保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴う支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - ① 支払事由の変更を承諾する方法
 - ② 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、「①支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

- 保険金の支払事由が発生した場合は、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

- 保険金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払もお取扱しています。

参照 ▶ 詳しくは「II. しくみと特徴について」の「10. 保険金等の支払方法の選択に関する特約」をご参照ください。

！ご注意

- **保険金額等は、米国ドル建てで計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。**
- 米国ドルでお受取の際には、米国ドルで受領できる口座が必要になります。なお、米国ドルでのお支払は円でのお支払に比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- **米国ドルで保険金等をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。**
- **また、米国ドルでのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客さまの負担となります。**

■保険金をお支払できない場合

- つぎのときには、特約死亡給付金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約介護保険金をお支払できません。

保険金・給付金	免責事由
特約死亡給付金	① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき* ② 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
特約死亡保険金	① 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
特約高度障害保険金	① 保険契約者または被保険者の故意によって高度障害状態（別表1）になられたとき
特約介護保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（別表19）

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

*ただし、精神障害等による自殺については特約死亡給付金をお支払する場合がありますので、当社にお問い合わせください。

※特約死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人にお支払します。

- つぎのときには、特約死亡保険金、特約高度障害保険金を削減してお支払することがあります。被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡され、または高度障害状態（別表1）になられた場合で、その原因によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすとき。

- つぎのときには、特約介護保険金を削減してお支払することがあります。被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって特約介護保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によって特約介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすとき。

- 告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金等をお支払できません。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「14. 保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

■この特約の解約・減額について

- 主契約と同様の解約控除と市場価格調整が適用されます。

参照 ▶ 詳しくは「Ⅲ.ご契約後について」の「3. 解約と解約返戻金について」をご参照ください。

- この特約の特約死亡保険金額のみを減額することはできません。
- 主契約の死亡保険金額を減額されたときは、主契約の減額割合と同じ割合で特約死亡保険金額が減額されます。ただし、減額後の特約死亡保険金額は当社所定の金額を下限とします。

⚠ ご注意

- お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

説明
主な保険用語のご

重要なお知らせ
ご確認いただきたい

I.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴について

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

V.諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

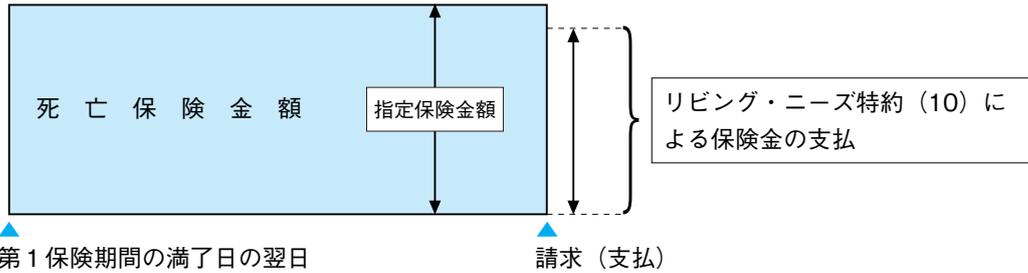
別表

8. リビング・ニーズ特約（10）

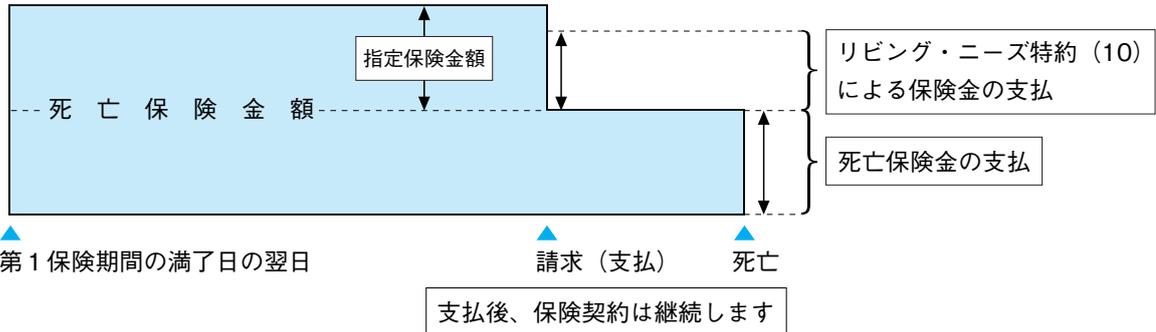
この特約により、主契約の第2保険期間中、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者がお受取いただけます。

■イメージ図

死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ特約（10）による保険金を支払う場合



死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ特約（10）による保険金を支払う場合



- この特約により支払われる保険金額は、指定保険金額*1から、6か月間の指定保険金額に対応する利息に相当する金額を差し引いた金額となります。
 - *1 指定保険金額は、死亡保険金額（米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加している場合、米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金額を含みます。）のうち、当社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額となります。
 - この特約による保険金をお支払した場合には、指定保険金額と同額の死亡保険金額が減額されたものとしてお取扱します。ただし、減額部分に対する解約返戻金があってもこれをお支払しません。
- ※米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加している場合には、特約死亡保険金額から先に減額し、指定保険金額が特約死亡保険金額を超える場合には、超える部分について主契約の死亡保険金額を減額します。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 調度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

■請求の手続

- この特約による保険金のお支払をご希望の場合には、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類（別表4）をご提出ください。

参照▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

■この特約による保険金のお支払について

- 特約条項に定めるように、**主契約の第1保険期間の満了日の翌日以後**、被保険者から当社に請求があり被保険者の余命が6か月以内*²と判断される場合に、この特約による保険金を被保険者にお支払します。*³

*² 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。

余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

*³ 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人である場合に、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があったときは、保険契約者にお支払します。

- 「診断書」中には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。請求の際にはこの欄に医師の意見を記入していただけてください。

- この特約による保険金支払の際には、死亡保険金額のうち、当社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）から、当社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息に相当する金額を差し引いた金額をお支払します。

- この特約による保険金のお支払金額は、指定保険金額が30万米国ドルかつ3,000万円*⁴となる額を限度とします。また、他の保険契約と通算して、1被保険者につき指定保険金額が3,000万円*⁴となる額を限度とします。指定保険金額の合計が3,000万円*⁴に達した場合には、以後この特約による請求はお受けしません。この場合、この特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるか法人であるかを問いません。

*⁴ 所定の書類を当社にて受理した日の前日における当社が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円に換算した額

- この特約による保険金支払は1保険契約について1回を限度とします。

■保険金をお支払できない場合

- 保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。

- 告知義務違反による解除、重大事由による解除等の場合には保険金をお支払できません。

参照▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「14. 保険金等をお支払できない場合」をご参照ください。

⚠ ご注意

- この特約の保険金が支払われる前に死亡保険金、高度障害保険金もしくは介護保険金または米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとしてお取扱いし、この特約の保険金はお支払しません。ただし、高度障害保険金もしくは介護保険金または米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
請
求
の
他
の
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

9. 円建死亡給付金額最低保証特約

この特約により、主契約の第1保険期間中、死亡給付金のお支払額について、一時払保険料相当額（円換算）を最低保証することができます。

●この保険は米国ドル建のため、死亡給付金を円で受取る場合、為替レートによっては、一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。ご契約の締結時にこの特約を付加することで、死亡給付金のお支払額について、円建による一時払保険料相当額が最低保証されます。

■特約の付加について

- この特約の保険期間は、第1保険期間のみ（契約日から2年間）とします。
- この特約はご契約の締結時のみ付加できます。この特約の中途付加はできません。
- この特約のみの解約はできません。
- 主契約の死亡保険金額が主契約の一時払保険料を下回る場合、または、米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金額が特約の一時払保険料を下回る場合は、この特約の付加はできません。

■この特約を付加した場合の死亡給付金のお支払額

給付金	支払額
死亡給付金	<p>つぎの①と②のうち、いずれか大きい金額をお支払します。</p> <p>① 所定の書類が当社に到着した日の前日における円換算支払特約用の為替レートを用いて、死亡給付金の支払額を円に換算した金額</p> <p>② つぎのいずれかの金額</p> <p>ア. 一時払保険料を「円」により払い込んでいた場合 円による一時払保険料の金額</p> <p>イ. 一時払保険料を「米国ドル」により払い込んでいた場合 一時払保険料を当社が受取った日（保険料受領日）における円換算払込特約用の為替レートを用いて、一時払保険料の金額を円に換算した金額</p>

※死亡保険金額を減額された後は、つぎの①と②のうち、いずれか大きい金額をお支払します。

- ①所定の書類が当社に到着した日の前日における円換算支払特約用の為替レートを用いて、死亡給付金の支払額を円に換算した金額
- ②つぎのいずれかの金額
 - ア. 一時払保険料を「円」により払い込んでいた場合
円による一時払保険料を、死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額
 - イ. 一時払保険料を「米国ドル」により払い込んでいた場合
一時払保険料を当社が受け取った日（保険料受領日）における円換算払込特約用の為替レートを用いて、一時払保険料の金額を円に換算した金額を、死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額

⚠️ ご注意

- この特約を付加した場合、死亡給付金を円で最低保証するための費用が第1保険期間中の積立金から控除されます。したがって、この特約を付加した場合の積立金額は、特約を付加しないときに比べて小さくなり、第2保険期間の死亡保険金額が小さくなります。
- この特約を付加した場合でも、死亡給付金を「米国ドル」でお支払できます。

円換算払込特約用の為替レート

➡このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（②のイの保険料受領日）^{*1}の対顧客電信売相場（TTS）^{*2}を上回ることはありません。

- * 1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直後の銀行の営業日とします。
- * 2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

円換算支払特約用の為替レート

➡このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（上記の①の所定の書類が当社に到着した日の前日）^{*1}の対顧客電信買相場（TTB）^{*2}を下回ることはありません。

- * 1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の銀行の営業日とします。
- * 2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

死亡給付金のお支払額の最低保証機能について

円建の死亡給付金のお支払額について（円建死亡給付金額最低保証特約を適用するケース）

一時払保険料を円で払込んだ場合

お申し出により、つぎの①・②いずれか大きい金額をお支払します。

①	所定の書類が当社に到着した日の前日における円換算支払特約用の為替レートをを用いて、死亡給付金の支払額を円に換算した金額
②	円による一時払保険料額

※米国ドルでのお受取も可能です。

《円建の死亡給付金のお支払額の例》

加入時	米国ドルの死亡給付金の支払額	被保険者の死亡		
《一時払保険料》 500万円 (50,000米国ドル)	《死亡給付金》 55,000米国ドル	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=110円の場合	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=100円の場合	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=90円の場合
		605万円	550万円	495万円

※保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートが、1米国ドル=100円の場合

※上記例の場合、円建の死亡給付金の支払額としてつぎの金額が最低保証されます。

一時払保険料が円払込の場合	500万円（一時払保険料相当額）が最低保証されます。
---------------	----------------------------

〔円建の死亡給付金の支払額〕
500万円
最低保証されます

一時払保険料を米国ドルで払込んだ場合

お申し出により、つぎの①・②いずれか大きい金額をお支払します。

①	所定の書類が当社に到着した日の前日における円換算支払特約用の為替レートをを用いて、死亡給付金の支払額を円に換算した金額
②	一時払保険料の金額を保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートで換算した金額（円）

※米国ドルでのお受取も可能です。

《円建の死亡給付金のお支払額の例》

加入時	米国ドルの死亡給付金の支払額	被保険者の死亡		
《一時払保険料》 50,000米国ドル (500万円)	《死亡給付金》 55,000米国ドル	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=110円の場合	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=100円の場合	円換算支払特約用の為替レート 1米国ドル=90円の場合
		605万円	550万円	495万円

※保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートが、1米国ドル=100円の場合

※上記例の場合、円建の死亡給付金の支払額としてつぎの金額が最低保証されます。

一時払保険料が米国ドル払込の場合	一時払保険料の金額を保険料受領日の円換算払込特約用の為替レートで円換算した金額（500万円）が最低保証されます。
------------------	--

〔円建の死亡給付金の支払額〕
500万円
最低保証されます

説明
主な保険用語のご

重要なお知らせ
ご確認いただきたい

Ⅰ.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴について

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

Ⅴ.調度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

10. 保険金等の支払方法の選択に関する特約

この特約により、死亡保険金等を年金受取に変更、または一定期間据置
くことができます。

■イメージ図



■特約の付加について

- ① 保険金等を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険金等の受取人からのお申し出により付加することができます。
 - ② 解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取になる場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます。
- ※この特約は中途付加のみお取扱します。
 ※保険金等の支払後には、この特約は付加できません。
 ※保険金等の年金支払による方法の選択は、指定代理請求人からの請求も可能です。

■年金支払または据置支払の対象となる金額

- ① 保険金等の場合、保険金等の全部または一部
- ② 解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部

■年金支払における年金の種類

- ① 保証期間付夫婦連生終身年金
- ② 保証期間付終身年金
- ③ 確定年金（年金支払期間指定型）
- ④ 確定年金（年金額指定型）

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。

！ご注意

- 年金受取人がこの特約を解約することができるのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限りです。年金開始日以後に年金支払をおやめになるときは、将来の年金の現価の一時支払をご請求ください。
据置保険金等の受取人は、この特約を解約することはできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。
- 参照 ▶ 詳しくは **約 款** の「保険金等の支払方法の選択に関する特約条項」の「年金または据置保険金等の一時支払」に関する規定をご参照ください。
- 年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金のお取扱はしません。
- その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

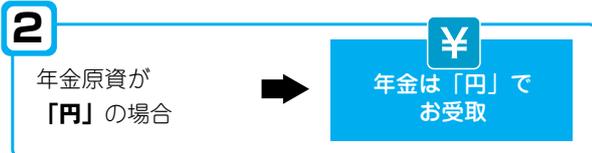
■年金は「円」でもお受取いただけます

ご希望で年金原資を①「米国ドル」のままにしておくか、②「円」に換算するかお選びいただけます。(円換算支払特約)



※為替相場の変動により、「円」でお受取になる年金額が変動します。

毎年の年金のお受取時における為替動向により、「米国ドル」で受取るか「円」で受取るかの選択が可能です(「円」で年金をお受取になる場合、年金支払日前日における当社所定の為替レートで米国ドル建の年金額を円に換算しお支払します)。



※為替相場によっては、「円」に換算した年金受取総額等が、保険料払込時の為替相場により「円」に換算した保険料円換算額を下回る場合があります。

当社所定の為替レートにより「円」での年金原資を確定し、以後の為替リスクを回避することができます。この場合、毎年のお受取は「円」での年金となります(以後、お受取通貨の変更はできません)。

年金原資について

年金原資とは、将来受取る年金額の元手となる資金のことです。

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.ご
契
約
に
あ
た
つ
て

Ⅱ.し
く
み
と
特
徴
に
つ

Ⅲ.ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

11. 指定代理請求特約

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

※指定代理請求人は、原則として特約の中途付加や契約内容の変更等をすることはできません。

※保険金等とは、保険金、給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。

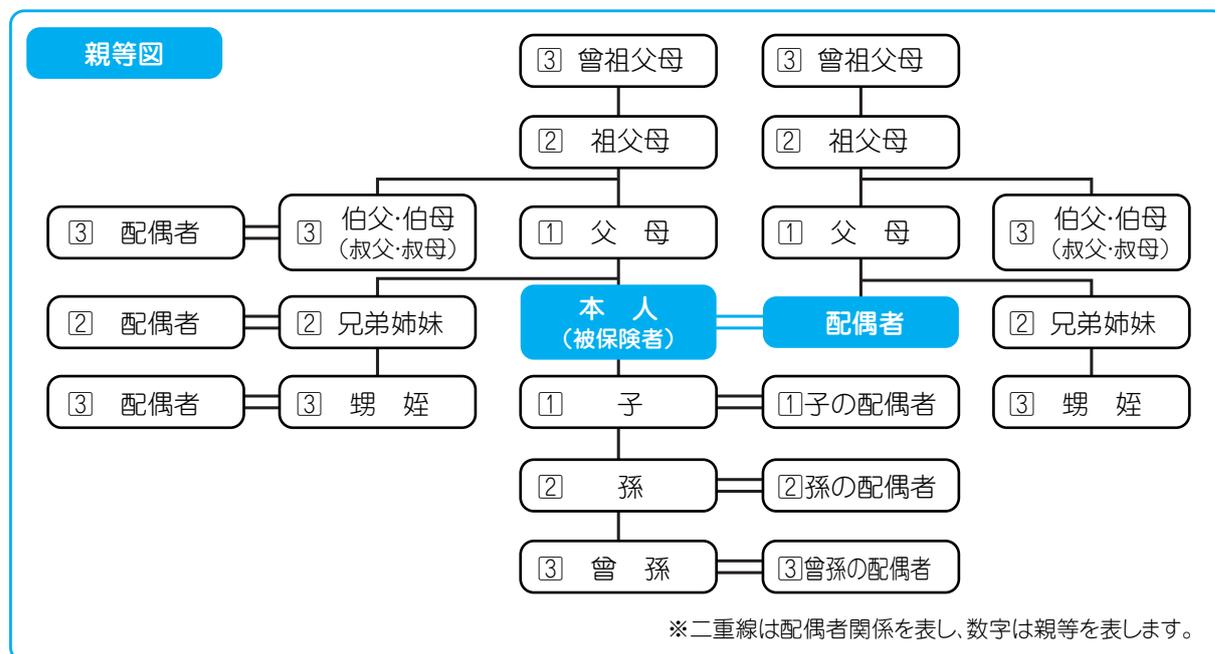
指定代理請求人について

●指定代理請求人は1名とし、つぎの<指定代理請求人の範囲>から指定していただきます。

<指定代理請求人の範囲>

- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (2) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡保険金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



⚠️ ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更指定した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

代理請求が可能なケースについて

① 指定代理請求人による代理請求

- つぎの<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>

- ① 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

② 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ①の<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者*が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

* 戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者

- ① 指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ② 指定代理請求人が保険金等の請求時において、**指定代理請求人について**の<指定代理請求人の範囲>の範囲外である場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合
- ④ 指定代理請求人が保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合またはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

代理請求の対象となる保険金等について

- この特約の対象となる保険金等は主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等となります。

代理請求の対象となる保険金等は以下のとおりとなります。

主契約／特約名称	代理請求の対象となる保険金等
認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）	高度障害保険金 介護保険金* ¹
米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約	特約高度障害保険金 特約介護保険金
リビング・ニーズ特約（10）* ²	特約の保険金
保険金等の支払方法の選択に関する特約	夫婦年金* ³ 年金* ³

* 1 介護保険金が代理請求の対象となるのは、介護保険金の受取人が被保険者の場合となります。

* 2 リビング・ニーズ特約（10）の代理請求の対象となる保険金等は、主契約の第2保険期間中のお取扱であるため、代理請求を行う場合も第2保険期間中となります。

* 3 年金の一時支払も請求することができます。

説明
主な
保険
用語
の「
」

「
」
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い
重
要
な
こ
と
が
ら

I.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

<保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金について>

- 年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、年金基金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。

※すでに主契約に指定代理請求特約が付加されている場合であっても、年金基金に指定代理請求特約が付加されていないときは、その年金は代理請求の対象となる保険金等には該当しません。

- 年金受取人は、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から、年金基金1つにつき1名の指定代理請求人を指定していただきます。また、年金受取人は、同範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
- ② 年金受取人の3親等内の親族
- ③ 上記①②のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1) 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
 - (2) 年金受取人の財産管理を行っている者
 - (3) 死亡一時金受取人
 - (4) その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者

- 代理請求の対象となる保険金等は、年金の被保険者と受取人が同一人である年金となります。

⚠ ご注意

- 保険金等の受取人が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

12. 円換算払込特約

この特約により、米国ドル建の保険料を円によりお払込いただけます。

対 象	換算基準日	適用する為替レート
一時払保険料	保険料円換算額*の当社受領日（着金日）	円換算払込特約用の為替レート

* 保険料円換算額とは、保険契約者にお払込いただいた円建の金額のことです。

⚠️ ご注意

●お申込される募集代理店によっては、この特約をお取扱しないこともあります。

円換算払込特約用の為替レート ➡ このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日*¹の対顧客電信売相場（TTS）*²を上回ることはありません。

- * 1 その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その直後の銀行の営業日とします。
- * 2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
求
手
続
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約特
約別
表

14. 保険金等をお支払できない場合

免責事由に該当する場合

免責事由に該当する場合は、支払事由に該当しても保険金等をお支払できません。

参照▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「4.保険金等のお支払について」および各特約の項をご参照ください。

告知義務違反によりご契約が解除された場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できません。

参照▶ 詳しくは「Ⅰ.ご契約にあたって」の「6.告知が事実と違っていた場合」をご参照ください。

重大事由によりご契約が解除された場合

重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等をお支払できません。

参照▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「15.保険契約の解除・取消・無効について」をご参照ください。

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合は、保険金等をお支払できません。この場合、すでにお払いただいた保険料は払戻しません。

参照▶ 詳しくは「Ⅱ.しくみと特徴について」の「15.保険契約の解除・取消・無効について」をご参照ください。

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

Ⅰ.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約特
約別
表

15. 保険契約の解除・取消・無効について

告知義務違反によるご契約の解除について

事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払できません。

参照 ▶ 詳しくは「I. ご契約にあたって」の「6. 告知が事実と違っていた場合」をご参照ください。

重大事由によるご契約の解除について

つぎの①～⑤のいずれかに該当した場合は、ご契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金等をお支払できません。

- ① 保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 保険金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^(注1)に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(注2)を有していると認められる場合
- ④ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～③と同等の事由がある場合
- ⑤ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～④と同等の重大な事由がある場合

※ 上記の事由が生じた以後に、保険金等の支払事由が生じたときは、当社は保険金等のお支払を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します）。

すでに保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができます。

(注1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

詐欺による保険契約の取消について

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、当社は、その保険契約を取り消すことができます。この場合、すでにお払いただいた保険料は払戻しません。

不法取得目的による保険契約の無効について

保険契約の締結の状況、保険契約成立後の保険金等の請求状況等から判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、当社は、その保険契約を無効とし、すでにお払いただいた保険料は払戻しません。

16. 「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金等をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

責任開始期前の受傷・発病の場合

事例 1 責任開始期前の発病

高度障害保険金

介護保険金

当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合はお支払できません。

< 高度障害保険金の例 >



お支払する場合

- 責任開始期以後に発病した「緑内障」で両眼を失明した場合。



○ お支払します。

※責任開始期以後に発病した病気による高度障害状態のため、お支払します。



お支払できない場合

- 責任開始期前から「緑内障」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に両眼を失明した場合。



× お支払できません。

※責任開始期前に発病した病気による高度障害状態のため、お支払できません。

ただし、原因となる病気が責任を開始する前に生じた場合でも、以下のいずれかの場合には責任開始期以後の原因によるものとみなしお支払します。

- その病気について、ご契約の締結または復活の際に、正確で十分な告知等があり、当社が知っていた場合
- その病気について、責任を開始する前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常を指摘されたことがない場合（その病気について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）

説明
主な
保険
用語の
ご

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

Ⅱ.
し
く
み
と
特
徴
に
つ

Ⅲ.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

Ⅳ.
請
求
手
続
に
つ
い
て

Ⅴ.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

支払事由に該当しない場合

事例 2 要介護状態

介護保険金

要介護状態による介護保険金は、約款で定めるつぎのいずれかの支払事由に該当した場合にお支払します。

- 満65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態(別表51)に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日以上継続している場合

<要介護状態(別表51)>

- つぎの①と②のいずれにも該当して他人の介護を要する状態。

- ① 「歩行」または「寝返り」の項目が、当社所定の全部介助または一部介助の状態に該当
- ② 「入浴」「排せつ」「食事の摂取」「衣服の着脱」の項目のうち、1項目が当社所定の全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態、または、3項目が当社所定の全部介助または一部介助の状態に該当

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合

<介護保険金の例>



お支払する場合

- 64歳の男性が「脳梗塞」による重度の後遺症のため、つぎの①および②の状態となり、これらの状態が180日以上継続していると医師によって診断確定された。

- ① 5m以上歩くには杖が必要。
- ② (1) 「入浴」時の浴槽の出入りのときには介助者の支えが必要。
(2) 「排せつ」後のふき取りが不十分なため介助者の援助が必要。
(3) 「衣服の着脱」時は介助がなければすべてを行うことが困難。

※当社所定の要介護状態(別表51)に該当するため、お支払します。



お支払できない場合

- 64歳の男性が「脳梗塞」による重度の後遺症のため、つぎの①および②の状態となり、これらの状態が180日以上継続していると医師によって診断確定された。

- ① 5m以上歩くには杖が必要。
- ② 「入浴」時の浴槽の出入りのときには介助者の支えが必要。
なお、「排せつ」「食事の摂取」「衣服の着脱」は、1人ででき、他人の介助を必要としない。

※当社所定の要介護状態(別表51)に該当しないため、お支払できません。
※特約介護保険金はお支払します。

参照 ▶ 「別表」については、巻末をご参照ください。

説明
主な
保険
用語の
ご
一
ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.ご
契約
にあ
たつ
て

II.し
く
み
と
特
徴
に
つ

III.ご
契約
後
に
つ
い
て

IV.請
求
手
続
に
つ
い
て

V.請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

主
契
約

特
約

別
表

事例 3 器質性認知症による所定の状態

介護保険金

器質性認知症による所定の状態となった場合にお支払する介護保険金は、器質性認知症と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当する場合にお支払します。

<介護保険金の例>



お支払する場合

- 器質性認知症と診断確定され、かつ意識障害のない状態において時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態の場合。



お支払できない場合

- 器質性認知症と診断確定されているが、時間・場所・人物の認識ができる状態の場合。
※見当識障害がある状態に該当しないため、お支払できません。
※特約介護保険金はお支払できる場合があります。

事例 4 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金

高度障害保険金は、約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

<高度障害保険金の例>



お支払する場合

- 両眼の矯正視力が0.02以下となり、回復の見込みがない場合。
※約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みがない(症状固定)ため、お支払します。



お支払できない場合

- 病気で両眼の矯正視力が0.02以下となったが、手術を行い、将来回復の見込みがある場合。
※約款に定める高度障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払できません。

説明
主な
保険
用語の
ご
説明

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

告知義務違反による解除の場合

事例 5 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金等をお支払できないことがあります。

(責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金等の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります)

※保険金等の支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

<死亡給付金の例>



お支払する場合

- 4年前の「脳卒中」での入院について、告知書で正しく告知せずにご加入され、ご加入から1年後に「脳卒中」とは全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。



お支払できない場合

- 4年前の「胃がん」での入院について、告知書で正しく告知せずにご加入され、ご加入から1年後に「胃がん」で亡くなられた場合。
※告知義務違反のためご契約は解除となり、死亡給付金はお支払できません。

主
契
約

特
約

別
表



Ⅲ. ご契約後について

1. 貸付について	52
2. 減額について	52
3. 解約と解約返戻金について	52
4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について	57
5. 差押債権者、破産管財人等による解約について	57
6. 保険金等の受取人による保険契約の存続について	57
7. 各種変更手続について	58
8. 生命保険と税金について	59

1. 貸付について

保険契約者への貸付はありません

- この保険には、保険契約者に対する貸付はありませんのでご注意ください。

2. 減額について

死亡保険金額を減額することができます

- 保険契約者は、当社の定める金額の範囲内で、死亡保険金額を減額することができます。減額部分は解約されたものとして取扱い、解約返戻金をお支払します。
- 死亡保険金額を減額する場合には、積立金額も減額された死亡保険金額と同じ割合で減額されます。
※米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を付加されている場合に、主契約の死亡保険金額が減額されたときは、主契約の減額割合と同じ割合で特約死亡保険金額が減額されます。ただし、減額後の特約死亡保険金額は当社所定の金額を下限とします。
※米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金額のみを減額することはできません。

3. 解約と解約返戻金について

ご契約を解約された場合または死亡保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払します。解約返戻金は一時払保険料より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は少額となる場合もあります（米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身保険特約を解約・減額された場合も同様です）。

解約返戻金と一時払保険料との関係

- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- ご契約を解約・減額された場合、契約日からその日を含めて10年間、解約控除があります。また解約控除のほかに、解約日または減額日が契約日からその日を含めて20年以内の場合は、市場金利を反映した市場価格調整が行われます。

解約返戻金の計算方法

- ① 解約日または減額日が契約日からその日を含めて20年後の契約応当日の前日までの日の場合

$$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

- ② 解約日または減額日が契約日からその日を含めて20年後の契約応当日以降の日の場合

$$\text{積立金額}$$

■市場価格調整率（MVA=Market Value Adjustment）について

- 市場価格調整率とは、解約または死亡保険金額の減額時に、そのときの市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率です。
- この市場価格調整率により、この保険契約の契約日における基準利率が、「解約日・減額日における基準利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。
- 一般に公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- 市場価格調整率は、つぎの算式によって計算される率とします。

<計算式>

$$1 - \left(\frac{1 + \text{契約日における基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日における基準利率} + 0.3\%} \right)^{\text{残存月数} / 12}$$

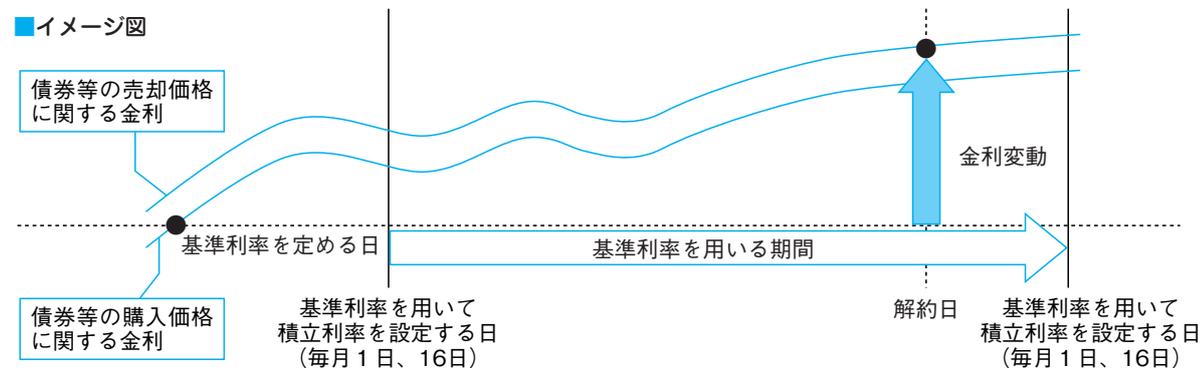
契約日における基準利率	この保険契約の契約日において設定されている基準利率*
解約日・減額日における基準利率	解約日または減額日を契約日とする保険契約の契約日において設定されている基準利率*
残存月数	解約日または減額日からその日を含めて、契約日から起算して20年後の契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）に0.75を乗じた月数

* 基準利率については、当社ホームページをご覧ください（ご不明な場合は、当社コールセンターまでお問い合わせください）。

- 「契約日における基準利率」が、「解約日・減額日における基準利率+0.3%」より低い場合
⇒ 解約返戻金が減少します。
- 「契約日における基準利率」が、「解約日・減額日における基準利率+0.3%」より高い場合
⇒ 解約返戻金が増加します。

<市場価格調整率の計算式における0.3%について>

- 「0.3%」は以下を金利変動として考慮し当社が設定した率であり、実際の金利変動にかかわらず一律となります。
- ①当社が基準利率を定める日から解約日までの期間の金利変動（金利上昇）
- ②「債券等の購入価格」に関する金利と「債券等の売却価格」（解約返戻金などのお支払いに充てるために債券等を売却する際の価格）に関する金利の差異



- ご契約日から解約日までの期間の金利変動がなかった場合、この率「0.3%」は、経過年数が短い（残存月数が長い）ほど解約返戻金を減少させる傾向があります。例えば、一時払保険料10,000米ドル、契約日の基準利率3%の場合で、契約日当日（経過年数0年、残存月数180か月（240か月（20年）×0.75）。積立利率による積立金の増加は0）に解約したときの解約返戻金は8,873米ドルとなります（米ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります）。

説明
主な保険用語のご説明

重要
ご確認いただきたい重要なことがら

I.
ご契約にあたって

II.
しくみと特徴について

III.
ご契約後について

IV.
請求手続について

V.
諸制度その他生命保険に関するお知らせ

- 主契約
- 特約
- 別表

主な保険用語の説明

ご確認いただきたい重要なことから

I.ご契約にあたって

II.しくみと特徴について

Ⅲ.ご契約後について

IV.請求手続について

V.請度その他生命保険に関するお知らせ

《市場価格調整率の例》

下の表は、つぎの条件の場合における市場価格調整率です。

- 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- 経過年数 …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- 金利変動幅 …市場価格調整率の算式における「契約日における基準利率」に対しての「解約日・減額日における基準利率」の変動幅

なお、表の数値は小数点第5位を四捨五入して表示しています。

経過年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.2700	0.2188	0.1637	0.1044	0.0406	0.0000	-0.0281	-0.1021	-0.1817	-0.2676
2年	0.2578	0.2085	0.1558	0.0992	0.0385	0.0000	-0.0266	-0.0964	-0.1714	-0.2519
3年	0.2454	0.1982	0.1478	0.0939	0.0364	0.0000	-0.0251	-0.0908	-0.1612	-0.2364
4年	0.2328	0.1877	0.1397	0.0887	0.0343	0.0000	-0.0236	-0.0853	-0.1510	-0.2210
5年	0.2200	0.1771	0.1316	0.0834	0.0322	0.0000	-0.0221	-0.0797	-0.1409	-0.2059
6年	0.2070	0.1663	0.1234	0.0780	0.0301	0.0000	-0.0206	-0.0742	-0.1309	-0.1909
7年	0.1937	0.1554	0.1151	0.0727	0.0280	0.0000	-0.0191	-0.0687	-0.1210	-0.1762
8年	0.1803	0.1444	0.1067	0.0673	0.0258	0.0000	-0.0176	-0.0633	-0.1112	-0.1616
9年	0.1666	0.1332	0.0983	0.0618	0.0237	0.0000	-0.0162	-0.0579	-0.1015	-0.1472
10年	0.1526	0.1218	0.0898	0.0564	0.0216	0.0000	-0.0147	-0.0525	-0.0919	-0.1329
11年	0.1385	0.1104	0.0812	0.0509	0.0194	0.0000	-0.0132	-0.0471	-0.0823	-0.1189
12年	0.1241	0.0987	0.0725	0.0454	0.0173	0.0000	-0.0117	-0.0418	-0.0728	-0.1050
13年	0.1095	0.0869	0.0637	0.0398	0.0152	0.0000	-0.0103	-0.0364	-0.0635	-0.0913
14年	0.0946	0.0750	0.0549	0.0342	0.0130	0.0000	-0.0088	-0.0312	-0.0542	-0.0778
15年	0.0795	0.0629	0.0459	0.0286	0.0108	0.0000	-0.0073	-0.0259	-0.0449	-0.0644
16年	0.0641	0.0506	0.0369	0.0229	0.0087	0.0000	-0.0058	-0.0207	-0.0358	-0.0512
17年	0.0485	0.0382	0.0278	0.0173	0.0065	0.0000	-0.0044	-0.0155	-0.0267	-0.0382
18年	0.0326	0.0257	0.0186	0.0115	0.0044	0.0000	-0.0029	-0.0103	-0.0177	-0.0253
19年	0.0164	0.0129	0.0094	0.0058	0.0022	0.0000	-0.0015	-0.0051	-0.0088	-0.0126
20年	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

■解約控除率について

- 解約控除率とは、ご契約を解約・減額された場合に適用される経過年数に応じて定められた所定の率をいいます。
- 解約控除率は、経過年数によって異なります。
- 解約控除率は、年の途中いつ解約しても一定となります。
- 経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。
- 解約控除率は、経過年月日数に応じてつぎのとおりとします。

経過年数									
1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの経過年数をいいます。

約 款

主 契 約

特 約

別 表

《解約返戻金の計算例》

下の表は、つぎの条件の場合における解約返戻金額の例です。

- 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- 解約時の積立金額…10,000米国ドル
- 経過年数 …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- 金利変動幅 …市場価格調整率の算式における「契約日における基準利率」に対しての「解約日・減額日における基準利率」の変動幅

表の数値は、解約返戻金額（米国ドル）です。なお、表の数値は米国ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります。

経過年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	6,670	7,182	7,733	8,326	8,964	9,370	9,651	10,391	11,187	12,046
2年	6,862	7,355	7,882	8,448	9,055	9,440	9,706	10,404	11,154	11,959
3年	7,056	7,528	8,032	8,571	9,146	9,510	9,761	10,418	11,122	11,874
4年	7,252	7,703	8,183	8,693	9,237	9,580	9,816	10,433	11,090	11,790
5年	7,450	7,879	8,334	8,816	9,328	9,650	9,871	10,447	11,059	11,709
6年	7,650	8,057	8,486	8,940	9,419	9,720	9,926	10,462	11,029	11,629
7年	7,853	8,236	8,639	9,063	9,510	9,790	9,981	10,477	11,000	11,552
8年	8,057	8,416	8,793	9,187	9,602	9,860	10,036	10,493	10,972	11,476
9年	8,264	8,598	8,947	9,312	9,693	9,930	10,092	10,509	10,945	11,402
10年	8,474	8,782	9,102	9,436	9,784	10,000	10,147	10,525	10,919	11,329
11年	8,615	8,896	9,188	9,491	9,806	10,000	10,132	10,471	10,823	11,189
12年	8,759	9,013	9,275	9,546	9,827	10,000	10,117	10,418	10,728	11,050
13年	8,905	9,131	9,363	9,602	9,848	10,000	10,103	10,364	10,635	10,913
14年	9,054	9,250	9,451	9,658	9,870	10,000	10,088	10,312	10,542	10,778
15年	9,205	9,371	9,541	9,714	9,892	10,000	10,073	10,259	10,449	10,644
16年	9,359	9,494	9,631	9,771	9,913	10,000	10,058	10,207	10,358	10,512
17年	9,515	9,618	9,722	9,827	9,935	10,000	10,044	10,155	10,267	10,382
18年	9,674	9,743	9,814	9,885	9,956	10,000	10,029	10,103	10,177	10,253
19年	9,836	9,871	9,906	9,942	9,978	10,000	10,015	10,051	10,088	10,126
20年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
たい

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

主
契
約

特
約

別
表

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことから

I.ご契約にあたって

II.しくみと特徴について

Ⅲ.ご契約後について

IV.請求手続について

V.請制度その他生命保険に関するお知らせ

⚠️ ご注意

- 解約返戻金額は、米国ドル建てで計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替相場の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 米国ドルでお受取の際には、米国ドルで受領できる口座が必要になります。なお、米国ドルでのお支払は円でのお支払に比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 米国ドルで解約返戻金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。
- また、米国ドルでのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客さまの負担となります。

約 款

主契約

特約

別表

4. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

5. 差押債権者、破産管財人等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

6. 保険金等の受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ① 保険契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
たい

I.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約特
約別
表

7. 各種変更手続について

■ つぎのような場合にはすみやかに当社までご連絡ください。

- 保険金等の支払事由が発生した場合
- 転居、町名変更の場合
- 名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合

■ 保険金等の受取人の変更について

● 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合を除きます）。

● 保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※ 介護保険金の受取人の変更については、被保険者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には被保険者の同意は必要ありません。

※ 当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■ 遺言による保険金等の受取人の変更について

● 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。

● 保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

※ 介護保険金の受取人の変更については、被保険者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には被保険者の同意は必要ありません。

※ 当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■ 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください

● 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

● 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※ 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

<p>A (夫)</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p>B (妻)</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p>C (子)</p> <p>D (子)</p>	<table style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">保険契約者・被保険者</td> <td style="padding: 2px 5px;">Aさん</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">死亡保険金受取人</td> <td style="padding: 2px 5px;">Bさん</td> </tr> </table> <p>○ Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。</p> <p>（注） 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。</p>	保険契約者・被保険者	Aさん	死亡保険金受取人	Bさん
保険契約者・被保険者	Aさん				
死亡保険金受取人	Bさん				

■ 介護保険金の受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

● 新しい介護保険金の受取人に変更する手続きをしていただきます。

● 介護保険金の受取人が亡くなられた時以後、介護保険金の受取人の変更手続きがとられていない間は、被保険者が介護保険金の受取人となります。

※ 介護保険金の受取人が複数人の場合、亡くなられた介護保険金の受取人についてのみ、被保険者が介護保険金の受取人となります。

主な保険用語の説明

ご確認いただきたい重要なこと

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主契約

特約

別表

8. 生命保険と税金について

以降の記載は、2020年12月現在の税法にもとづいています。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

米国ドル建保険のお取扱について

●この保険契約にかかわる金銭の授受は、米国ドルにより行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱については他の円建の生命保険と同じになります。**円換算時に用いる為替レートは、一般的につきの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。**

※円換算払込特約により円で保険料をお払込されている場合は、保険料は円換算額を、また円換算支払特約により円でお受取になっている場合は、各支払金は円換算額を基準とします。

詳しくは、税務署等にご確認ください。

科 目	円換算日	換算時の為替レート*1
保険料*2	保険料受領日	対顧客電信仲値 (TTM)
死亡給付金*3 死亡保険金*3	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉対顧客電信買相場 (TTB) 〈所得税の対象となる場合〉対顧客電信仲値 (TTM)
解約返戻金*3	解約日・減額日	対顧客電信仲値 (TTM)

* 1 当社の行う税務計算の方法は下記のとおりです。

TTM：当社が指標として指定する銀行のTTM

TTB：TTBに準じる為替レートとして「円換算支払特約用の為替レート」を用います。

* 2 円換算払込特約により円で一時払保険料相当額をお払込になっている場合は、円で支払った金額となります。

* 3 円換算支払特約により円でお受取になっている場合は、円で受取った金額となります。

※税法上の取扱については、将来変更される可能性があります。

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
請
求
手
続
に
つ
い
て
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約特
約別
表

説明
主な保険用語の「」

重要なこと
「」確認いただきたい

Ⅰ.ご契約にあたって

Ⅱ.しくみと特徴につ

Ⅲ.ご契約後について

Ⅳ.請求手続について

Ⅴ.諸制度その他生命保険に

保険料について

お払込になった保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。

■所得税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

一時払保険料の円換算額	控除される金額
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の生命保険料控除

一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

一時払保険料の円換算額	控除される金額
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※受取人が保険契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

※「生命保険料控除証明書」を発行します。年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

※生命保険料控除証明書は米国ドルを保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行の対顧客電信仲値（TTM）」により円換算した金額を記載します。ただし、円換算払込特約を付加した場合には円換算額を記載します。

死亡給付金、死亡保険金等の税制上のお取扱について

■死亡給付金、死亡保険金、特約死亡給付金、特約死亡保険金を受取られたときの税金

契約形態	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
	本人	本人	子	
契約者が受取人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） ＋ 住民税
	本人	子	本人	
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
	本人	子	配偶者	

●高度障害保険金、介護保険金、特約高度障害保険金、特約介護保険金、リビング・ニーズ特約（10）による保険金等は、受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

主契約

特約

別表



IV. 請求手続について

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 請求手続について | 62 |
| 2. 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ | 64 |

1. 請求手続について

- 保険金等の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- 保険金等の請求のお手続きは、以下(1~6)の手順になります。

Step 1  **お客さま**

お手元の「保険証券」でご契約内容をご確認ください。

Step 2  **お客さま**

保険金請求専用ダイヤルにご連絡ください。
コール オンハライ
0120-56-4861 **通話料無料**
 受付時間／平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

Step 3  **当社**

当社よりご請求に必要な書類等を郵送等でお届けします。

Step 4  **お客さま**

所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、診断書等をご準備ください。すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。

Step 5  **当社**

当社にて、ご提出いただいた書類を拝見します。

Step 6  **お客さま**

保険金等をお受取ください。
 (ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の口座へお支払します)

⚠️ ご注意

- 必要書類に不備がありますとお支払が遅れることがあります。
- ご契約の約款規定により、保険金等をお支払できない場合があります。
- 保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社までご連絡ください。

参照 ▶ 各種請求書類については、巻末の「別表」をご参照ください。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. 契約後について

IV. 請求手続について

V. 請度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主 契 約

特 約

別 表

⚠️ ご注意

- 保険金等のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなります。
- 保険金等のお支払に際し、当社の担当者または当社で委託した者が確認する場合があります。確認に際し、正当な理由がなくご回答いただけなかったり、同意をいただけない場合、その確認が終わるまで保険金等のお支払はできません。

■ 保険金等の支払場所について

- 保険金等は、当社の本社または当社の指定した場所（ご指定の口座）でお支払します。

■ 外国に居住することとなる場合のお願い

- 保険契約者、被保険者、または死亡保険金受取人が外国に居住することとなる場合（旅行その他一時的に滞在する場合を除きます）には、事前に日本国内に居住する方を代理人または連絡人に指定し、この旨を当社へご連絡ください。

■ 保険金等のお支払期限について

- 保険金等は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。
- ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めています。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等を請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	お支払期限
① 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日
② 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	
④ 重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

- 上記①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。
- 普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

■ 管轄裁判所について

- 保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄裁判所とします。

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

ご
確
認
い
た
だ
き
た
い
重
要
な
こ
と
が
ら

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴につ

III. 契約後について

IV. 請求手続について

V. 調度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

2. 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金・特約死亡保険金・死亡一時金（以下、「死亡保険金等」といいます）については円によるお支払に限り、「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしています。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となる契約

- 死亡日が責任開始日から2年を経過している契約
- 死亡保険金等の受取人が単独指定されている契約
（複数人指定されている契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません）
- 死亡保険金等の受取人が法人または個人事業主ではない契約
- 死亡保険金等の受取人が未成年ではない契約
- 有効中の契約
- 死亡保険金等の請求権に制限のない契約
（質権設定中契約または保険金請求権差押契約等はお取扱できません）

※死亡保険金等をお支払できない可能性がある契約や取消、無効または解除の可能性がある契約はお取扱できません。

※死亡保険金等の受取人の死亡保険金等のご請求に関する行為能力に制限のある契約はお取扱できません。

このサービスでお支払する死亡保険金等について

- 死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額*を上限とし、死亡保険金等の一部または全部をお支払します。
* 外貨建の死亡保険金等の場合、所定の書類を当社にて受領した日の前日における当社が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）で円に換算した額です。
- お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- 死亡日より2週間以内にお申し出いただいた契約に限ります。
- 死亡保険金等の金額の範囲となります。
- 一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払します。

提出書類

[○ ⇒ ご提出が必要です × ⇒ ご提出は不要です]

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類	
	死亡保険金等の一部請求	死亡保険金等の全部請求
死亡保険金簡易支払請求書	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○* ¹	○* ¹
被保険者の住民票（戸籍抄本）	×	○* ²
保険証券	×	○

*¹ 死亡診断書（死体検案書）のコピーでもお取扱します。

*² 死亡保険金等の支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票（または戸籍抄本）をご提出いただきます。

！ ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金等をその日のうちにお支払できない場合もあります。
- その他、当社の定めるところによります。

死亡保険金等の支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

ご契約のしおり

 主な
説明
保険用語の
ご説明

 重要な
ご確認
事項
ご確認
いただきたい
こと
ごら

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴につ

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 請求度その他生命保険に
関するお知らせ

約 款

主
契
約特
約別
表



V. 諸制度その他 生命保険に 関するお知らせ

1. 当社の組織形態（株式会社）について	66
2. 個人情報の取扱いについて	66
3. 保険契約等に関する情報の共同利用について	69
4. 取引時確認について	70
5. 「F A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）」について	70
6. 税法上の居住地国の確認について	70
7. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について	71
8. 「生命保険契約者保護機構」について	71

1. 当社の組織形態（株式会社）について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として当社の運営に参加することはできません。

2. 個人情報の取扱いについて

個人情報保護宣言

ブルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さまの個人情報を、次のとおり、適正に取扱うことをここに宣言いたします。

1. 個人情報の保護を、単なる情報管理としてではなく、個人の人格尊重および権利利益の保護の理念の下に実施いたします。
2. 生命保険業を通じて当社に与えられた責務を果たすことを前提として、個人情報の保護に努めてまいります。
3. お客さまの個人情報の取扱いにあたっては、顧客保護の観点から、継続的な管理態勢の整備に努めてまいります。
4. 個人情報の有効利用の推進と個人情報の保護との両立を目指します。
5. 「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）その他の法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護方針の継続的改善に努めてまいります。

個人情報の取扱いについて

1. 利用目的

当社は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的で取得、管理および利用いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内および提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連および付随する業務

ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲内でのみ取得、管理および利用いたします。

2. 情報の種類

当社は、お客さまの住所、氏名、性別、生年月日、お客さまの健康状態、職業、家族構成など、上記1. の利用目的を達成するために必要な個人情報を取得いたします。

なお、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に基づき、保険取引に関する支払調書作成事務の範囲を超えて取得いたしません。

3. 情報取得の方法

当社は、法令に従い、適正かつ公正な方法により個人情報を取得します。また、個人情報を取得するにあたっては、利用目的を個人情報保護方針により公表し、直接書面等によりお客さまに関する個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示いたします。

【主な取得元および取得方法】

保険契約申込書・告知書、アンケート、電話、インターネット、面談等

- ① 当社では、お客さまとの電話の通話内容について、内容確認のため録音させていただく場合があります。
- ② 当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当社ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間ご覧いただいたか等の情報を取得しています。また、お客さまに電子メールを配信するにあたり、閲覧状況の分析によるサービスの充実のため、電子メールの配信エラー状況、HTMLメールの開封またはプレビュー状況、電子メールから当社ウェブサイトへのアクセス情報等を、お客さま個人を識別可能な情報として取得する場合があります。

4. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

- ① お客さまが同意されている場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 公共の利益のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑥ お客さまの保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会(<https://www.seiho.or.jp/>)に登録するなど生命保険制度を健全に運営するために必要であると考えられる場合
 - ⑦ 合併、分社化、事業譲渡などにより、事業の全部または一部が引き継がれる場合
 - ⑧ 上記1. の利用目的を達成するために、守秘義務を課した上で業務委託などを行う場合
- ただし、個人番号および特定個人情報につきましては、「マイナンバー法」に定める場合を除き、お客さまの同意の有無にかかわらず、第三者へ提供いたしません。

5. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客さまの個人情報の正確性、最新性および適切な内容を維持するよう努めています。また、お客さま情報への不正なアクセスや情報の漏えいなどのリスクに対して必要な対策を講じます。

また、当社では、各種保険契約のお引受け、ご継続および維持管理、保険金・給付金などのお支払い業務などの委託業務において、お客さまの個人情報の全部または一部を委託先へ提供する場合がございます。この場合、当社は、個人情報を適正に取扱う委託先を選定し、守秘契約を締結するなど、委託先の統合的な安全性の確認および管理を行っています。

さらに、当社では、「情報資産管理委員会」、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、個人情報の適正な管理の推進をはかり、お客さまの個人情報保護に向けた取り組みを行っています。

6. 個人情報管理規程等の制定

当社は、個人情報保護方針を実施するために個人情報管理規程等を定め、お客さまの個人情報を含むすべての個人情報について適切な利用に努めます。

説明
主
な
保
険
用
語
の
ご
こ
ろ

重要
な
こ
と
が
ら
い
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.
ご
契
約
に
あ
た
っ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

7. 教育および研修

当社は、個人情報適切に管理するため、当社の役員および従業員に対して、個人情報保護方針および個人情報管理規程等に関する教育および研修を実施します。

8. 保有個人データの開示、訂正および利用停止等

当社は、お客さまの保有個人データに関して、開示、訂正および利用停止等のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示、訂正および利用停止等をいたします。

【受付方法】

「PGF生命の個人情報等に関する窓口」（下記）までご連絡いただきますようお願いいたします。

【開示等手数料】

保有個人データの開示および利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。

9. 個人情報および苦情等に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

PGF生命の個人情報等に関する窓口

お電話による窓口【コールセンター】

コール ジブロック
0120-56-2269 通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

郵送等による窓口【お客様サービスチーム】

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル 3階

窓口受付時間／平日9:00～17:30（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

当社の個人情報の取扱いについての詳細は、当社ホームページで公表しております。
ホームページアドレス <https://www.pgf-life.co.jp/>

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先【(一社)生命保険協会 生命保険相談室】

TEL 03-3286-2648
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル 3階
受付時間／9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

3. 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする）
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社社につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

ご契約のしおり

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I.ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.請
求
手
続
に
つ
い
て

V.諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
する
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

4. 取引時確認について

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、ご契約等の際にお客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合はご契約により実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）の確認等を行っています。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

確認させていただいた内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

5. 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」について

FATCAとは、特定米国人等（米国国民、米国居住者*1、米国人法人（上場法人を除く）、特定米国人所有の外国事業体*2等）による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人等であることを確認すること等を求める米国の法律です。

当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明*3に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等*4をする際、お客さまが特定米国人等であることを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行っています。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

- * 1 一般的に米国での滞在日数が3年間で183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は滞在日数にかかわらず米国居住者に含まれます。
- * 2 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体をいい、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。ただし、以下の事業体は対象外となります。
 - ・ 上場法人およびその関連会社
 - ・ 政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
 - ・ 前暦年の総所得のうち、受動的所得が50%未満の事業体、かつ、保有資産のうち、受動的所得を生むために保有している資産が50%未満の事業体（受動的所得とは、投資所得、家賃、生命保険、年金などによる収入をいいます。）
 - ・ 一定の非営利団体・公益法人
 - ・ 金融機関 など
- * 3 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明（2013年6月発表）
- * 4 契約者の変更、年金等支払の取引発生時、また特定米国人や特定米国人所有の外国事業体に該当することになった場合等、契約者の状況に変化が生じた場合
 - 特定米国人等に該当し、IRSへの報告対象となるご契約については、別途所定の書類をご提出いただきます（また、追加の証明書類等をご提示またはご提出いただく場合があります）。
 - お客さまに確認手続きに応じていただけない、およびIRSへの報告にご同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、IRSの要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

6. 税法上の居住地国の確認について

当社では、外国の金融口座を利用した国際的な脱税等を防ぐことを目的とした実特法*1に基づき、新契約の申込時や保険契約者の変更時、解約返戻金・満期保険金・年金等の支払手続時に、税法上の居住地国*2を確認します。税法上の居住地国とは、住所を有するもしくは居住者となることにより、所得税・法人税に相当する税を課される国をいいます。

税法上の居住地国が日本以外の場合、新規届出書をご提出いただきます。また、新規届出書ご提出後、国籍の変更や海外渡航等により税法上の居住地国に変更が生じた場合、異動届出書等をご提出いただく必要があります。税法上の居住地国に変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

なお、新規届出書をご提出いただけない場合または新規届出書・異動届出書に虚偽の内容を記載した場合は実特法に基づき罰則が科せられる可能性があります。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

- * 1 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
- * 2 税法上の居住地については、法令等に基づき、お客さまご自身にご判断いただく必要があります。当社及び募集代理店は、税務上の事項において具体的なアドバイスを行うことができません。詳しくは、税理士にご相談ください。

7. 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8. 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）をこえていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

説明
主な
保険
用語の
ご

重要
な
こと
が
ら
ご
確
認
い
た
だ
き
た
い

I. ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II. し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III. ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV. 請
求
手
続
に
つ
い
て

V. 諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

特
約

別
表

主な保険用語の説明

ご確認いただきたい重要なことから

I. ご契約にあたって

II. しくみと特徴について

III. ご契約後について

IV. 請求手続について

V. 諸制度その他生命保険に関するお知らせ

約 款

主 契 約

特 約

別 表

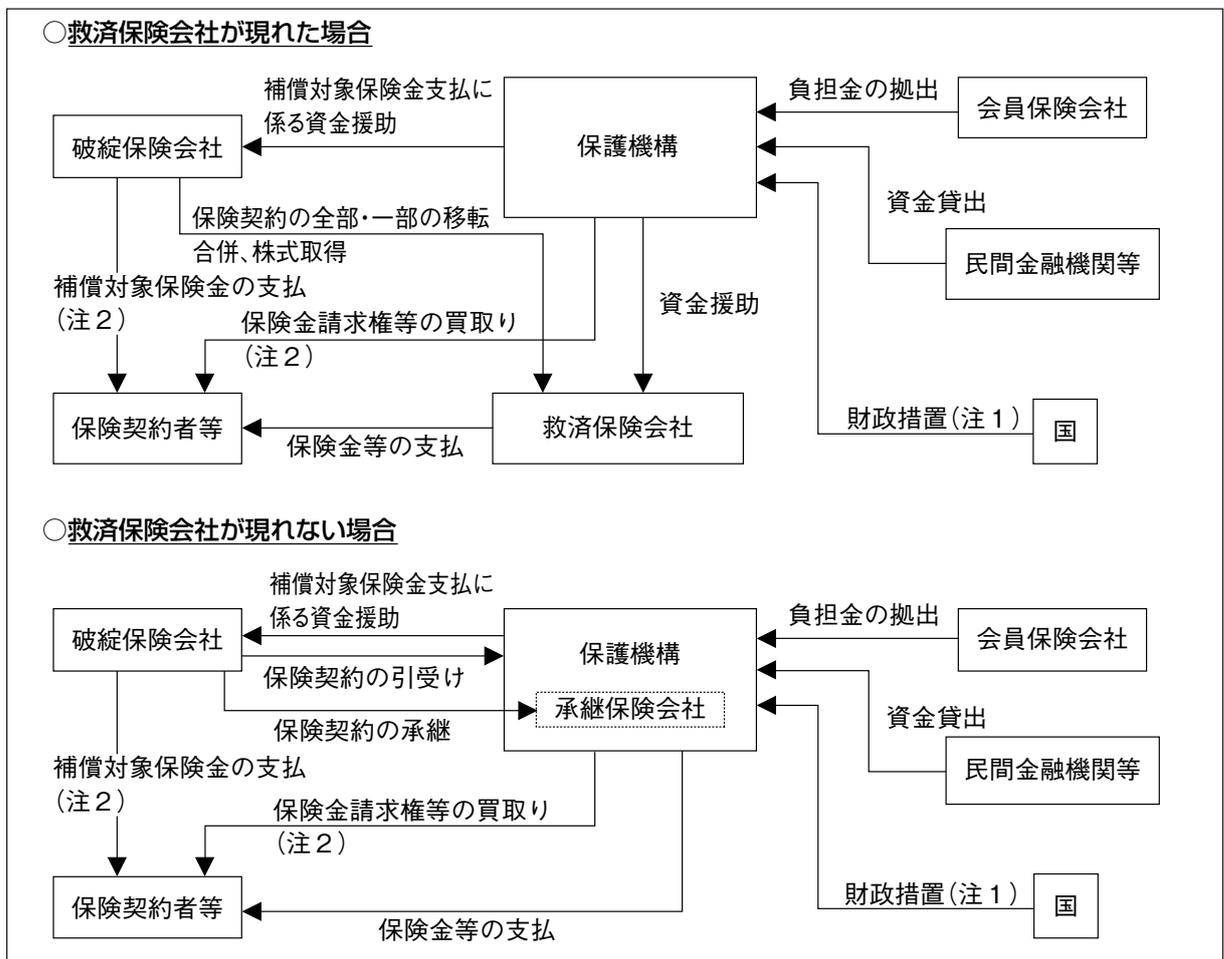
高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL **03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

説明
主な
保険
用語の
ご

ご
確認
いた
だき
たい
重
要
な
こ
と
が
ら

I.
ご
契
約
に
あ
た
つ
て

II.
し
く
み
と
特
徴
に
つ
い
て

III.
ご
契
約
後
に
つ
い
て

IV.
請
求
手
続
に
つ
い
て

V.
諸
制
度
そ
の
他
生
命
保
険
に
関
す
る
お
知
ら
せ

約 款

主
契
約

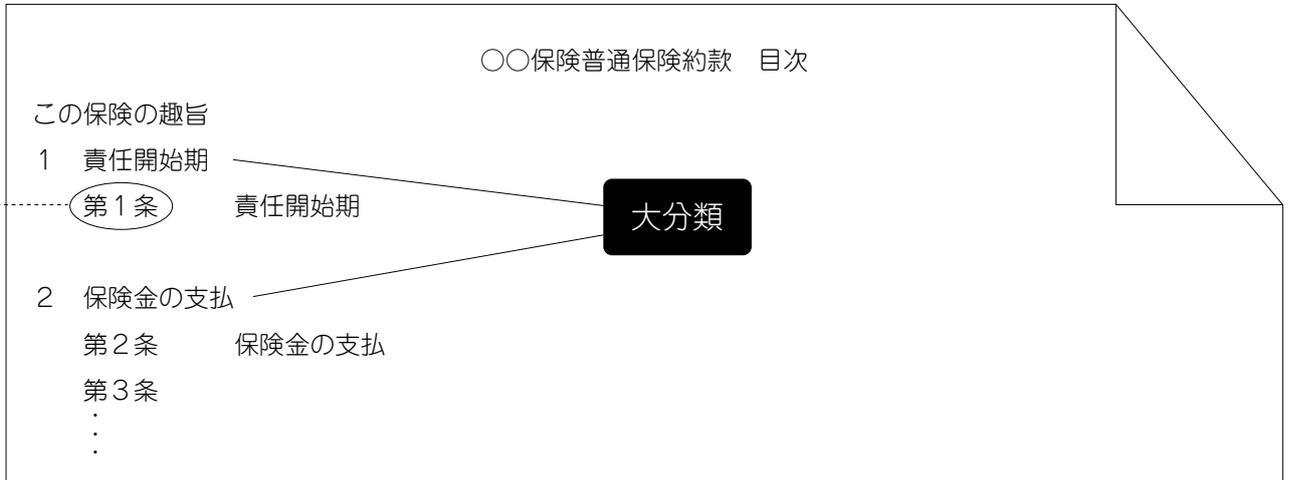
特
約

別
表

約款・特約条項の読み方

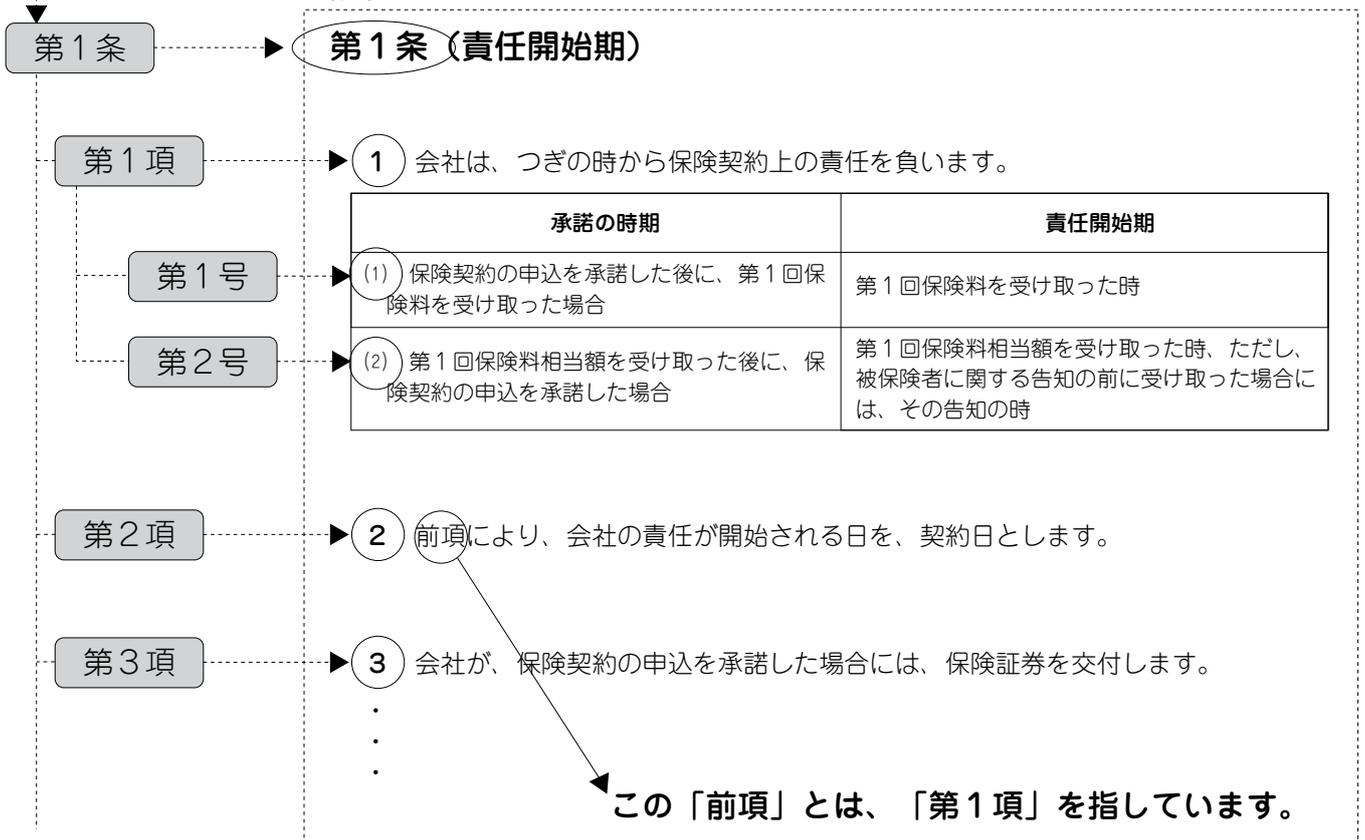
◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて定めています（条文によっては「項」や「号」がない場合もあります）。

(例)





約 款

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立利率

第4条 積立利率

5 保険金の支払

第5条 保険金の支払

第6条 生死不明その他の場合の取扱

第7条 死亡保険金、高度障害保険金および
介護保険金の削減支払

第8条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による 保険契約の存続

第9条 解約

第10条 解約返戻金

第11条 保険金の受取人による保険契約の存
続

7 契約内容の変更

第12条 死亡保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第13条 詐欺による取消

第14条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 告知義務違反による解除ができない
場合

10 重大事由による解除

第18条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第19条 保険金の分割割合

第20条 受取人の代表者

第21条 会社への通知による保険金の受取人
の変更、成年後見等の開始

第22条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第23条 保険契約者の代表者

第24条 保険契約者の変更

第25条 保険契約者の住所変更、成年後見等
の開始

13 被保険者の業務変更等

第26条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの 処理

第27条 契約年齢の計算

第28条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第29条 契約者配当

16 時効

第30条 時効

17 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第31条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

18 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

認知症給付特別

介護保険金の受取人の変更等に関する特別

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、積立利率を市場金利に基づいて定める仕組みとする米国ドル建の一時払の終身保険で、第1保険期間中に、被保険者が死亡したときには死亡給付金を支払い、第2保険期間中に、被保険者が死亡したときには死亡保険金、所定の高度障害状態に該当したときには高度障害保険金、所定の要介護状態に該当したときには介護保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「第1保険期間」とは、契約日から起算して2年間をいいます。
- (2) 「第2保険期間」とは、第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間をいいます。
- (3) 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために保険料の中から積み立てた部分をいい、会社の定める方法により計算します。この場合、この積み立てた金額を「積立金額」といいます。
- (4) 「保険金」とは、死亡給付金、死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金をいいます。
- (5) 「死亡保険金額」とは、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めた保険金を支払う場合に基準となる金額をいいます。ただし、死亡保険金額が減額されたときは減額後の金額をいいます。

2 通貨

第2条（通貨）

この保険における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）とします。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 死亡保険金額
 - (7) 保険料およびその支払方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券の作成年月日
 - (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

4 積立利率

第4条（積立利率）

1 積立利率は、契約日における基準利率に1.5%を加えた利率を上限とし1.0%を減じた利率を下限とする範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日	基準利率
1日から15日まで	契約日の属する月の前月26日（ただし、その日が休業日の場合は直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第2項に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の第2項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日の属する月の当月11日（ただし、その日が休業日の場合は直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第2項に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の第2項に定める指標金利の平均値

2 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、会社が指定した情報提供機関から提供される会社所定の債券インデックスの利回り（別表49）とします。

3 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により前項に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど前項に定める利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

5 保険金の支払

第5条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額。ただし、死亡保険金額が、被保険者が死亡した日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額を死亡保険金額とします。	

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(3) 高度障害保険金	<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1保険期間において高度障害状態（別表1）に該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日においてその高度障害状態に該当しているとき</p> <p>② 第2保険期間において高度障害状態（別表1）に該当したとき</p> <p>①および②の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当しているときまたは該当したときを含みます。</p>	<p>被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額</p>	<p>被保険者</p>
(4) 介護保険金	<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1保険期間中につぎの(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日において、その(1)または(2)に該当しているとき</p> <p>(1) つぎの条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 満65歳未満の被保険者が会社所定の要介護状態（別表45）に該当したこと</p> <p>(イ) 前（ア）で該当した要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること</p> <p>(2) 公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護2以上の状態（別表46）に該当していると認定されたとき</p> <p>② 第2保険期間中に①の(1)または(2)に該当したとき</p>	<p>被保険者が介護保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額</p>	<p>被保険者</p>

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
(1) 死亡給付金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 死亡保険金	つぎの事由により、被保険者が死亡したとき 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(3) 高度障害保険金	つぎの事由により、被保険者が高度障害状態（別表1）になったとき 保険契約者または被保険者の故意
(4) 介護保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（別表19）

第6条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものととして取り扱います。
- 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合、または介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害保険金の支払事由に該当した時またはその介護保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅したものとします。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。また、高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 介護保険金を支払う前に死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、死亡保険金または高度障害保険金が支払われるときは、会社は、介護保険金を支払いません。また、介護保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡給付金または死亡保険金を支払わないときは、会社は、積立金（前項に該当する場合には、支払われない死亡給付金または死亡保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金または死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害保険金または介護保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、前条第1項第3号または第4号の規定を適用します。
 - その疾病について、保険契約の締結の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第7条（死亡保険金、高度障害保険金および介護保険金の削減支払）

- 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、積立金相当額を下まわることはありません。
- 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって介護保険金の支払事由に該当した場合に、その原因によって介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護保険金を削減して支払うことがあります。た

だし、この場合でも、積立金相当額を下まわることはありません。

第8条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡給付金または死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、死亡給付金または死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、死亡給付金または死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第9条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類（別表4）が会社に到着した日に効力を生じます。解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第10条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表50に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第8条（保険金の請求手続）第4項および第8項の規定を準用します。

第11条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第12条（死亡保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の死亡保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 死亡保険金額を減額する場合には、積立金額も減額された死亡保険金額と同じ割合で減額されます。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類（別表4）が会社に到着した日に効力を生じます。減額の効力が生じる日を以下「減額日」といいます。
- 5 死亡保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第10条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第10条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 6 本条の減額をしたときは、減額後の死亡保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第13条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第14条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第15条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第16条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第10条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第17条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に死亡給付金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第18条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金（死亡給付金を含みます。）の受取人が死亡保険金（死亡給付金を含みます。）を、また、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金もしくは介護保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金もしくは介護保険金を詐取する目的または他人に高度障害保険金もしくは介護保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第10条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第19条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は均等の割合として取り扱います。

第20条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対して

した行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第21条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、死亡給付金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 保険契約者は、高度障害保険金および介護保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 4 前項の高度障害保険金および介護保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、第5条（保険金の支払）第1項第3号および第4号の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金および介護保険金の受取人を、保険契約者にすることができます。ただし、本項の規定により高度障害保険金および介護保険金の受取人となる保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金および介護保険金の受取人が、保険契約者となるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項および第4項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第1項または第4項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第4項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第22条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項、第3項および第5項から第9項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第23条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第24条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第25条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第26条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第27条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第28条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第29条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第30条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第31条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度（別表37）の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法

- (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

18 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

認知症給付特則

1 保険契約者は、この保険契約締結の際、この特則を付加することができます。

2 この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この保険の趣旨をつぎのとおり読み替えます。

「この保険の趣旨」

この保険は、積立利率を市場金利に基づいて定める仕組みとする米国ドル建の一時払の終身保険で、第1保険期間中に、被保険者が死亡したときには死亡給付金を支払い、第2保険期間中に、被保険者が死亡したときには死亡保険金、所定の高度障害状態に該当したときには高度障害保険金、所定の要介護状態に該当したときまたは器質性認知症と診断確定され会社所定の状態に該当したときには介護保険金を支払うことを主な内容とするものです。」

- (2) 第5条（保険金の支払）第1項をつぎのとおり読み替え、第2項のつぎに第3項および第4項を加えます。

「1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額。ただし、死亡保険金額が、被保険者が死亡した日における解約返戻金額を下回る場合は解約返戻金額を死亡保険金額とします。	

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受取人
(3) 高度障害保険金	<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1保険期間において高度障害状態（別表1）に該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日においてその高度障害状態に該当しているとき</p> <p>② 第2保険期間において高度障害状態（別表1）に該当したとき</p> <p>①および②の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当しているときまたは該当したときを含みます。</p>	<p>被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額</p>	<p>被保険者</p>
(4) 介護保険金	<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、つぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>① 第1保険期間中につぎの(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日において、その(1)または(2)に該当しているとき</p> <p>(1) つぎの条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 満65歳未満の被保険者が会社所定の要介護状態（別表51）に該当したこと</p> <p>(イ) 前（ア）で該当した要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること</p> <p>(2) つぎの（ア）または（イ）のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) 公的介護保険制度（別表37）による要介護認定（別表38）または要介護更新認定（別表39）を受け、要介護2以上の状態（別表46）に該当していると認定されたとき</p> <p>(イ) 器質性認知症（別表52）と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態（別表52）に該当したこと</p> <p>② 第2保険期間中に①の(1)または(2)に該当したとき</p>	<p>被保険者が介護保険金の支払事由に該当した日における死亡保険金の支払額と同額</p>	<p>被保険者</p>

」
「3 器質性認知症の診断確定は、つぎの(1)および(2)の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、信頼性があるものとして広く通用している(1)に定める認知機能検査・神経心理学的検査において明らかな認知症の症状を確認できたことその他の事情に基づき、(2)に定める臨床検査を行わなくとも被保険者が認知症に罹患していることを明確に認定できると当該医師が認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることがあります。

- (1) 認知機能検査・神経心理学的検査
- (2) 臨床検査（画像検査を含む）

4 器質性認知症の診断確定は、その症状が180日以上継続していることをもってなされることを要します。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。」

介護保険金の受取人の変更等に関する特則

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際またはこの保険契約の締結後、介護保険金の支払事由が発生するまでは、会社所定の取扱範囲内で、この特則を付加することができます。
- 2 この保険契約の締結後にこの特則を主契約に付加する場合には、この特則の効力は保険契約者の申し出があった時に生じるものとします。ただし、その申し出が会社に到達する前に介護保険金を支払ったときは、この特則の付加は取り扱いません。
- 3 この特則を付加した保険契約において、介護保険金の受取人については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、この保険契約の普通保険約款（付加された特則を含みます。以下、この特則において同じとします。）に定める介護保険金の受取人を被保険者以外の者とすることができます。ただし、被保険者以外の者を介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意を要します。
 - (2) 保険契約者は、介護保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、介護保険金の受取人を変更することができます。ただし、被保険者以外の者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意を要します。
 - (3) 介護保険金の受取人が介護保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡した介護保険金の受取人については、被保険者を介護保険金の受取人とします。
 - (4) 第2号の通知をするときは、請求書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - (5) 第2号の規定により介護保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (6) 第2号の通知が会社に到達する前に変更前の介護保険金の受取人に介護保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護保険金の受取人から介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (7) 第2号に定めるほか、保険契約者は、介護保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、介護保険金の受取人を変更することができます。
 - (8) 前号の介護保険金の受取人の変更は、被保険者以外の者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - (9) 前2号による介護保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - (10) 前3号に規定する介護保険金の受取人の変更について、第4号から第6号までの規定を準用します。
- 4 この特則を付加した保険契約については、前2項に規定するほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険証券に記載する事項に関する規定中、「死亡保険金受取人」とある場合は、これを「保険金の受取人」と読み替えます。
 - (2) 介護保険金の免責事由に、介護保険金の受取人の故意または重大な過失（介護保険金の受取人が2人以上の場合で、そのうち1人または2人以上の受取人による故意または重大な過失を含みます。）を加えます。
 - (3) 介護保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または介護保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
 - (4) 普通保険約款において規定する、高度障害保険金の受取人を被保険者に代わり保険契約者にすることができる取扱については、死亡保険金受取人とあわせて介護保険金の受取人が法人であることを要します。
- 5 この特則を付加した保険契約が介護保険金の支払その他の事由により消滅した場合には、この特則も同時に消滅したものとします。
- 6 この特則を付加した保険契約が消滅する前にこの特則が消滅した場合には、保険証券に表示します。
- 7 この特則のみの解約はできません。

米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条	用語の意義	第9条	特約保険金の受取人による特約の存続
第2条	通貨	第10条	特約の保険金額の減額
第3条	特約の締結および責任開始期	第11条	特約の消滅
第4条	特約保険金の支払	第12条	告知義務および告知義務違反
第5条	特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約介護保険金の削減支払	第13条	重大事由による解除
第6条	特約保険金の請求、支払の手続	第14条	契約者配当
第7条	特約の解約	第15条	管轄裁判所
第8条	解約返戻金	第16条	主約款の規定の準用

米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、積立利率を主契約の積立利率と同一とする米国ドル建の一時払の終身保険特約で、主契約の第1保険期間中に、被保険者が死亡したときには特約死亡給付金を支払い、主契約の第2保険期間中に、被保険者が死亡したときには特約死亡保険金、所定の高度障害状態に該当したときには特約高度障害保険金、軽度認知障害（MC I）と診断確定されたとき、所定の要支援状態もしくは要介護状態に該当したときまたは器質性認知症と診断確定され会社所定の状態に該当したときには特約介護保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「特約保険金」とは、特約死亡給付金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約介護保険金をいいます。
- (2) 「特約死亡保険金額」とは、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により定めた特約保険金を支払う場合に基準となる金額をいいます。ただし、特約死亡保険金額が減額されたときは減額後の金額をいいます。

第2条（通貨）

この特約における通貨は、アメリカ合衆国通貨（米国ドル）とします。

第3条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 主契約の責任開始期以後、この特約を主契約に付加することができません。

第4条（特約保険金の支払）

- 1 この特約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
特約死亡給付金	主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が主契約の死亡給付金の支払事由に該当したとき	被保険者が死亡した日における特約部分の積立金相当額。ただし、その日における特約部分の解約返戻金額を下回る場合は特約部分の解約返戻金額とします。	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
特約死亡保険金	被保険者が主契約の死亡保険金の支払事由に該当したとき	特約死亡保険金額。ただし、特約死亡保険金額が、被保険者が死亡した日における特約部分の解約返戻金額を下回る場合は特約部分の解約返戻金額を特約死亡保険金額とします。	
特約高度障害保険金	被保険者が主契約の高度障害保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が特約高度障害保険金の支払事由に該当した日における特約死亡保険金の支払額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
<p>特約介護保険金</p>	<p>つぎの①から③のいずれかに該当したとき</p> <p>① 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、主契約の第1保険期間（以下、「第1保険期間」といいます。）中につぎの(1)、(2)または(3)のいずれかに該当し、かつ第1保険期間の満了日の翌日において、その(1)、(2)または(3)に該当しているとき</p> <p>(1) つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき</p> <p>(ア) 軽度認知障害（MCI）（別表53）と診断確定されたとき</p> <p>(イ) 公的介護保険制度（別表37）による要支援認定（別表54）もしくは要支援更新認定（別表55）または要介護認定（別表38）もしくは要介護更新認定（別表39）を受け、要支援1、要支援2または要介護1の状態（別表56）に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) つぎの条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 満65歳未満の被保険者が会社所定の要支援・要介護状態A（別表57）に該当したこと</p> <p>(イ) 前（ア）で該当した状態がその状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること</p> <p>(3) つぎの条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(ア) 満65歳未満の被保険者が会社所定の要支援・要介護状態B（別表58）に該当したこと</p> <p>(イ) 前（ア）で該当した状態がその状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることを診断され、かつその診断された日においてその日からその日を含めて180日以内に回復する見込みがないこと</p> <p>② 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、第2保険期間中に①の(1)、(2)または(3)に該当したとき</p> <p>③ 被保険者が主契約の介護保険金の支払事由に該当したとき</p>	<p>被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した日における特約死亡保険金の支払額と同額</p>	<p>主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）</p>

2 この特約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
特約死亡給付金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死
特約死亡保険金	つぎの事由により、被保険者が死亡したとき 保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死
特約高度障害保険金	つぎの事由により、被保険者が高度障害状態（別表1）になったとき 保険契約者または被保険者の故意
特約介護保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（別表19）

3 軽度認知障害（MC1）の診断確定は、つぎの(1)および(2)の方法により、医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、信頼性があるものとして広く通用している(1)に定める認知機能検査・神経心理学的検査において明らかな軽度認知障害（MC1）の症状を確認できたことその他の事情に基づき、(2)に定める臨床検査を行わなくとも被保険者が軽度認知障害（MC1）に罹患していることを明確に認定できると当該医師が認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることがあります。

- (1) 認知機能検査・神経心理学的検査
- (2) 臨床検査（画像検査を含む）

4 前項の方法により、器質性認知症（別表52）と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態（別表52）に該当しなかった場合でも、この特約の責任開始期以後に、被保険者が軽度認知障害（MC1）に罹患していたことを明確に認定できると当該医師が認めた場合には、軽度認知障害（MC1）と診断確定されたものとします。

5 軽度認知障害（MC1）の診断確定は、その症状が180日以上継続していることをもってなされることを要します。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

6 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものと取り扱います。

7 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、特約高度障害保険金を支払った場合、または特約介護保険金の支払事由に該当し、特約介護保険金を支払った場合には、この特約は、その特約高度障害保険金の支払事由に該当した時またはその特約介護保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅したものとします。

8 特約高度障害保険金を支払う前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。また、特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

9 特約介護保険金を支払う前に特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約介護保険金を支払いません。また、特約介護保険金が支払われた場合には、その支払後に特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

10 特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。

11 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約死亡給付金または特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、特約部分の積立金（前項に該当する場合には、支払われない特約死亡給付金または特約死亡保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡給付金または特約死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金または特約介護保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

- (1) その疾病について、この特約の締結の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約介護保険金の削減支払）

- 1 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、特約部分の積立金相当額を下まわることはありません。
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって特約介護保険金の支払事由に該当した場合に、その原因によって特約介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約介護保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、特約部分の積立金相当額を下まわることはありません。

第6条（特約保険金の請求、支払の手続）

- 1 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 特約保険金の受取人は、特約保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表4）を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3 特約死亡保険金の受取人は、特約死亡給付金または特約死亡保険金の支払事由が生じた場合に、会社所定の取扱条件を満たすときは、特約死亡給付金または特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める金額等の範囲内で、特約死亡給付金または特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7 前2項の場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。

8 第4項から第6項までに定める期限をこえて特約保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第7条（特約の解約）

1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金を請求することができます。

2 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

3 本条の解約は、請求書類（別表4）が会社に到着した日に効力を生じます。解約の効力が生じる日を以下「解約日」といいます。

第8条（解約返戻金）

1 この特約の解約返戻金は、解約日におけるこの特約部分の積立金額を基準として別表50に定める方法により計算します。

2 この特約の解約返戻金の支払時期および場所については、第5条（特約保険金の請求、支払の手続）第4項および第8項の規定を準用します。

第9条（特約保険金の受取人による特約の存続）

1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、

会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

第10条（特約の保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の特約死亡保険金額のみを減額することはできません。
- 2 主契約の死亡保険金額が減額された場合には、主契約の減額割合と同じ割合で、将来に向かってこの特約の特約死亡保険金額を減額します。ただし、減額後のこの特約の特約死亡保険金額が会社所定の金額に満たない場合には、この特約の特約死亡保険金額は会社所定の金額とします。
- 3 この特約の特約死亡保険金額が減額される場合には、この特約部分の積立金額も減額されたこの特約の特約死亡保険金額と同じ割合で減額されます。
- 4 本条の減額は、主契約の減額日に効力を生じます。
- 5 この特約の特約死亡保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第8条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第8条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 6 本条の減額をしたときは、減額後のこの特約の特約死亡保険金額を保険証券に表示します。

第11条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) この特約の規定により特約保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、第4条（特約保険金の支払）第10項に該当する場合を除きます。

第12条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結に際しての告知義務および告知義務違反については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金を詐取する目的または他人に特約高度障害保険金もしくは介護保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約保険金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由による特約保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに特約保

険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができます。

- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合には、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

円建死亡給付金額最低保証特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 主契約の死亡給付金の取扱

第3条 特約の保険期間

第4条 特約の解約

主契約に米国ドル建MCI・軽度介護保障付終身
保険特約が付加されている場合の特則

円建死亡給付金額最低保証特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における死亡給付金の支払額について、円建による主契約の一時払保険料相当額を最低保証する取扱について定めたものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）が介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）である場合で、主契約の締結の際、主契約の保険契約者から申し出があり、かつ会社が承諾したときは、契約日から主契約に付加して締結します。

第2条（主契約の死亡給付金の取扱）

この特約を主契約に付加した場合、主契約の被保険者が死亡したときに支払われる死亡給付金について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の死亡保険金受取人から申し出がある場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金を円により支払います。
- (2) 死亡給付金の支払額は、主約款の死亡給付金の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのうち、いずれか大きい金額とします。
 - ① 必要な書類が会社に到着した日の前日（その日が、次号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前の金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により定まる死亡給付金の支払額を円に換算した金額
 - ② つぎのいずれかの金額
 - ア. 円換算払込特約条項の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円による主契約の一時払保険料の金額
 - イ. 主契約の一時払保険料をアメリカ合衆国通貨（米国ドル）により払い込んでいた場合
主契約の一時払保険料を会社が受け取った日（以下、「保険料受領日」といいます。また、その日が、第4号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて、主契約の一時払保険料の金額を円に換算した金額
- (3) 前号の①に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、必要な書類が会社に到着した日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。
- (4) 第2号②のイ. に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、保険料受領日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。
- (5) 主約款に定める死亡保険金額の減額が行われた後は、第2号の②をつぎのとおり読み替えます。
 - ② つぎのいずれかの金額
 - ア. 円換算払込特約条項の規定により主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円による主契約の一時払保険料を、死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額
 - イ. 主契約の一時払保険料をアメリカ合衆国通貨（米国ドル）により払い込んでいた場合
主契約の一時払保険料を会社が受け取った日（以下、「保険料受領日」といいます。また、その日が、第4号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主契約の一時払保険料の金額を円に換算した金額を、死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額

第3条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、契約日から主約款に定める第1保険期間の満了日までとします。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

主契約に米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約が付加されている場合、同特約の特約死亡給付金について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の死亡保険金受取人から申し出がある場合には、米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金を円により支払います。
- (2) 米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡給付金の支払額は、同特約の特約死亡給付金の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのうち、いずれか大きい金額とします。
 - ① 必要な書類が会社に到着した日の前日（その日が、次号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前の金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて、米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の規定により定まる特約死亡給付金の支払額を円に換算した金額
 - ② つぎのいずれかの金額
 - ア. 円換算払込特約条項の規定により米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円による米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料の金額
 - イ. 米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料をアメリカ合衆国通貨（米国ドル）により払い込んでいた場合
米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料を会社が受け取った日（以下、「保険料受領日」といいます。また、その日が、第4号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて、米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料の金額を円に換算した金額
- (3) 前号の①に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、必要な書類が会社に到着した日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 第2号②のイ. に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、保険料受領日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (5) 米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約に定める特約死亡保険金額の減額が行われた後は、第2号の②をつぎのとおり読み替えます。

② つぎのいずれかの金額

ア. 円換算払込特約条項の規定により米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合

円による米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料を、同特約の特約死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額

イ. 米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料をアメリカ合衆国通貨（米国ドル）により払い込んでいた場合

米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料を会社が受け取った日（以下、「保険料受領日」といいます。また、その日が、第4号に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約の一時払保険料の金額を円に換算した金額を、同特約の特約死亡保険金額の減額割合と同じ割合で減額した金額

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第2条	特約の対象となる保険金等	
第3条	指定代理請求人の指定および変更指定	
第4条	指定代理請求人等による保険金等の請求	
第5条	告知義務違反による解除および重大事由による解除	介護保険年金支払特約による介護年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第6条	特約の解約	この特約の対象となる保険金等に年金の一括支払を加える場合および指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合にこの特約を付加するときの取扱に関する特則
第7条	主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱	
主契約が更新される場合の特則		

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 主たる被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ① 主たる被保険者と同居し、または、主たる被保険者と生計を一にしている者
 - ② 主たる被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ 死亡保険金受取人
 - ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定

代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類（別表4）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と生計を一にする者）が、請求書類（別表4）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
 - (4) 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合
- 4 第1項および前項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

主契約が更新される場合の特則

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとしします。

- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
- (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。

- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）」

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) つぎの範囲内の者

- ① 年金受取人の戸籍上の配偶者
② 年金受取人の3親等内の親族

- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

- ① 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている者
② 年金受取人の財産管理を行っている者
③ 死亡一時金受取人
④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

介護保険年金支払特約による介護年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

- 1 介護年金受取人が法人の場合には、この特約は適用しません。

- 2 前項の場合を除き、介護保険年金支払特約による年金基金設定日以後は、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 年金基金設定日以後にこの特約を締結する場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、介護年金受取人の申し出により取り扱います。

- (2) 前号の場合、指定代理請求人の指定は、介護年金受取人が行うものとします。

- (3) 指定代理請求人の変更指定については、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の規定にか

かわらず、介護年金受取人が行うことができるものとします。

- (4) この特約の解約については、第6条（特約の解約）の規定にかかわらず、介護年金受取人が行うことができるものとします。

この特約の対象となる保険金等に年金の一括支払を加える場合および指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合にこの特約を付加するときの取扱に関する特則

- 1 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等に、年金の一括支払を含めて取り扱います。
- 2 指定代理請求人が請求した保険金等を保険金等の支払方法の選択に関する特約の年金基金に充当する場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則第1項第1号に定めるこの特約の締結については、年金受取人が、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項の規定にもとづき年金基金への充当を行った指定代理請求人をあらたな指定代理請求人として指定しこの特約を付加して締結したものとみなして取り扱います。

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | | | |
|------|----------------------------|--------|------------------------------------|
| 第1条 | 特約の締結 | 第17条の2 | 重大事由による解除 |
| 第2条 | 選択することができる支払方法 | 第18条 | 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付 |
| 第3条 | 年金基金の設定または保険金等の据置 | 第19条 | 年齢の計算 |
| 第4条 | 年金受取人または据置保険金等の受取人 | 第20条 | 年齢および性別の誤りの処理 |
| 第5条 | 年金証書および据置保険金等にかかる証書 | 第21条 | 契約者配当 |
| 第6条 | 年金支払日 | 第22条 | 管轄裁判所 |
| 第7条 | 据置期間 | 第23条 | 主約款の規定の準用 |
| 第8条 | 年金の種類 | 第24条 | 米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第9条 | 据置の内容 | | |
| 第10条 | 年金の分割支払 | | 変額終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第11条 | 年金または据置保険金等の一時支払 | | 米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合の特則 |
| 第12条 | 年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続 | | 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則 |
| 第13条 | 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者 | | 米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則 |
| 第14条 | 成年後見等の開始 | | 指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合の特則 |
| 第15条 | 特約の内容変更 | | |
| 第16条 | 特約の解約 | | |
| 第17条 | 特約の消滅 | | |

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

- この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
 - 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - 保証期間付夫婦連生終身年金
 - 保証期間付終身年金
 - 確定年金（年金支払期間指定型）
 - 確定年金（年金額指定型）
 - 据置支払
- 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社所定の金額以上であることを要します。
- 第1項第1号ア.に定める支払方法を選択するには、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶

者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア.の保険金が支払われない場合または第2号においてア.の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
 - (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）
 - イ. 主契約に付加された特約の給付金
 - ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他、前ア.の保険金の支払時に会社が支払う金額
 - (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。
 - ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
 - イ. 前ア.に伴うまたは前ア.と同時にされた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金
 - ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他前ア.の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
 - オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険および米国ドル建年金支払型特殊養老保険の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金は、据置支払については、前項第2号ア.に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。
 - (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人とします。
 - (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である主契約の保険契約者とします。
- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人とします。
- 3 この特約の年金受取人および据置保険金等の受取人を前2項に定める者以外の者に変更することはできません。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

- 1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の、保険金等の支払事由発生後は年金受取人の申し出によって定めます。

(1) 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免 責 事 由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免 責 事 由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項および前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。

- (1) 年金受取人は、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
 - ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前
保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
 - イ. 保証期間経過後
終身年金

14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。

- (1) 年金受取人は、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。

15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。

16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条（据置の内容）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第1項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第3項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金証書に表示します。
- 3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。
- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。

- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第13条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第14条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第15条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第16条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第17条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第8条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第9条（据置の内容）第4項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第17条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第18条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第19条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第20条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（主契約の生存給付金を含みます。ただし、この特約の締結または主契約の普通保険約款によって据え置かれた保険金または生存給付金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。）」

変額終身保険に付加されている場合の特則

この特約が変額終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約による年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、特別勘定による運用はしません。

(2) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日以後に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。

- ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日
- ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後（その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日」

米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建養老保険（18）に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「3 前2項の規定にかかわらず、米国ドル建養老保険（18）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金については、据置支払を取り扱いません。」

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則

この特約が介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約（10）の保険金を含まないものとします。）」

(2) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日以後に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。

- ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日
- ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日

米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合の特則

この特約が米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加されている場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「3 前2項の規定にかかわらず、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金については、据置支払を取り扱いません。」

指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合の特則

指定代理請求人が請求した保険金等を年金基金に充当する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約が付加されていない場合には、保険金等の受取人の申し出によりこの特約を締結したものとみなして取り扱います。
- (2) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の年金基金に充当する保険金等が指定されていない場合には、指定代理請求人は、請求した保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第6条（年金支払日）第1項の規定にかかわらず、年金開始日は、年金基金設定日とします。
- (4) 指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の年金の種類が定められていない場合には、年金の種類は、指定代理請求人の申し出によって定めます。
- (5) この特約の年金種類を確定年金とする場合で、指定代理請求人による保険金等の請求前にこの特約の確定年金の型が指定されていないときは、確定年金の型は、指定代理請求人の申し出によって定めます。
- (6) 死亡一時金受取人は、年金受取人の法定相続人とします。ただし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- (7) 第11条（年金または据置保険金等の一時支払）第1項の規定については、年金受取人のほか、指定代理請求人も保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。ただし、指定代理請求特約に定める代理請求の要件を満たす場合に限りです。

円換算払込特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 第1条 特約の締結 | 第14条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則 |
| 第2条 換算基準日 | 第15条 主契約に保険料口座振替特約（01）が付加された場合の特則 |
| 第3条 為替レート | 第16条 主契約に団体扱特約（A）または団体扱特約（B）が付加された場合の特則 |
| 第4条 保険料に関する取扱 | 第17条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則 |
| 第5条 保険料の前納に関する取扱 | 保険料円換算額を定める場合の特則 |
| 第6条 保険契約の復活に関する取扱 | 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則 |
| 第7条 原保険契約への復旧に関する取扱 | 米国ドル建M C I ・軽度介護保障付終身保険特約が付加された介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則 |
| 第8条 特約の復活 | 保険契約の失効を取消す場合の特則 |
| 第9条 特約の解約 | |
| 第10条 特約の復旧 | |
| 第11条 特約の消滅 | |
| 第12条 主契約の保険料一時払に関する特則 | |
| 第13条 主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則 | |

円換算払込特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の保険料等の払込に関して、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、この特約は、主契約の締結後、保険契約者の申し出により、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。
- 第9条（特約の解約）の規定によりこの特約を解約した場合には、この特約を解約した日からその日を含めて1年を経過するまでは、第2項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加することができません。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日とします。

第3条（為替レート）

- 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、米国ドルで定められた金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款に定める取扱を行います。
- 前項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信売相場（T T S）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。

第4条（保険料に関する取扱）

- 保険契約者が会社に払い込む第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、払い込む日の前

日とします。

- 2 保険契約者が会社に払い込む第2回以後の保険料の換算基準日は、保険料を払い込む日の属する月の前月末日とします。
- 3 会社は、保険契約者から請求を受けた場合には、本条に定める方法で円に換算した第2回以後の保険料を、遅滞なく保険契約者に通知します。

第5条（保険料の前納に関する取扱）

保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を円に換算して前納することができます。この場合、保険契約者が会社に払い込む保険料前納金の換算基準日は、会社が受領する日とします。

第6条（保険契約の復活に関する取扱）

主契約を復活する場合、保険契約者が会社に払い込む延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第7条（原保険契約への復旧に関する取扱）

主契約を復旧する場合、保険契約者が会社に払い込む会社所定の金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第8条（特約の復活）

主契約の復活の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第9条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第10条（特約の復旧）

主契約の復旧の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

第11条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主約款の規定により、死亡保険金または高度障害保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき

第12条（主契約の保険料一時払に関する特則）

- 1 主契約が保険料一時払の契約であるときは、第4条（保険料に関する取扱）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 保険契約者が会社に払い込む一時払保険料または一時払保険料相当額の換算基準日は、会社が受領する日とします。」

- 2 主契約が保険料一時払の契約であるときは、第4条（保険料に関する取扱）第2項および第3項ならびに第5条（保険料の前納に関する取扱）の規定は適用しません。

第13条（主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に特別条件付保険特約が付加され、かつ、特別保険料領収法の条件が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料に特別保険料を加えた保険料について、この特約条項の規定を適用します。
- (2) 復活の際に保険契約者が責任準備金の差額を会社に払い込む場合、その責任準備金の差額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第14条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、主契約の保険料に疾病障害による保険料払込免除特約の保険料を加えた保険料について、この特約条項の規定を適用します。

第15条（主契約に保険料口座振替特約(01)が付加された場合の特則）

第4条（保険料に関する取扱）第1項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に保険料口座振替特約(01)が付加された場合で、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。）から口座振替を行うときの換算基準日は、保険料口座振替特約(01)条項に定める第1回保険料の振替日の属する月の前月末日とします。

第16条（主契約に団体扱特約(A)または団体扱特約(B)が付加された場合の特則）

第4条（保険料に関する取扱）第1項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に団体扱特約(A)または団体扱特約(B)が付加された場合で、第1回保険料から団体代表者等または団体代表者を經由して払い込まれるときの換算基準日は、団体扱特約(A)条項または団体扱特約(B)条項に定める第1回保険料の払込があったものとして取り扱う日の属する月の前月末日とします。

第17条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込免除特約条項の規定により、主契約の保険料に保険料払込免除特約を付加した場合の保険料率を適用した保険料について、この特約条項の規定を適用します。
- (2) 主契約の締結後に保険料払込免除特約を主契約に付加する場合において、保険料払込免除特約条項の規定により保険契約者が会社に払い込む会社の定める方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

保険料円換算額を定める場合の特則

- 1 保険契約者は、主契約が保険料一時払の契約で、この特約を付加した場合に、この特則の適用を申し出ることができます。
- 2 この特則を適用した場合、保険契約者が払い込んだ円による金額を保険料円換算額（米国ドル建の保険料に充当する金額）とし、会社は、その金額をもとに第3条（為替レート）に定める為替レートを適用して米国ドル建の保険料および死亡保険金額を計算します。

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則

この特約を介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（主契約の保険料一時払に関する特則）の規定を適用します。
- (2) 第6条（保険契約の復活に関する取扱）から第8条（特約の復活）までおよび第10条（特約の復旧）の規定は適用しません。
- (3) 契約年齢および性別の誤りの処理で保険契約者が会社に保険料を払い込む場合、保険契約者が会社に払い込む保険料の換算基準日は、払い込む日の前日とします。
- (4) 第2条（換算基準日）の規定をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（換算基準日）」

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直後の取引銀行の営業日とします。」

米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約が付加された介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則

この特約が付加されている主契約に米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約が付加された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が払い込んだ円による金額を保険料円換算額（以下、「保険料円換算額」といいます。）とします。
- (2) 保険料円換算額のうち、米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約に対応する米国ドル建の保険料を第3条（為替レート）に定める為替レートを適用して円に換算した金額を同特約の保険料（以下、「特約の保険料」といいます。）とします。
- (3) 保険料円換算額から特約の保険料を差し引いた金額に第3条（為替レート）に定める為替レートを適用して米国ドルに換算した金額を主契約の保険料とし、主契約の保険金額を計算します。

保険契約の失効を取消す場合の特則

この特約が付加されている主契約に保険契約の失効取消に関する規定がある場合、その規定に基づき保険契約者が会社に払い込む延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の属する月の前月末日とします。

円換算支払特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | |
|--|---|
| 第1条 特約の締結 | 第12条 米国ドル建年金支払型特殊養老保険に付加された場合の特則 |
| 第2条 換算基準日 | 第13条 主契約に生存給付金特則が付加されている場合の特則 |
| 第3条 為替レート | 第14条 特別条件付保険特約の消滅に関する取扱 |
| 第4条 保険金または生存給付金の支払に関する取扱 | 米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加された場合の特則 |
| 第5条 保険料の前納等に関する取扱 | 米国ドル建養老保険（18）に付加された場合の特則 |
| 第6条 解約に関する取扱 | 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則 |
| 第7条 保険金額または年金月額の変額に関する取扱 | 米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加された場合の特則 |
| 第8条 特約の消滅 | 主契約に介護・認知症給付特則が付加されている場合の特則 |
| 第9条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則 | |
| 第10条 主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加された場合の特則 | |
| 第11条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則 | |

円換算支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、保険金、年金、解約返戻金、据置保険金等または既払込保険料相当額等の支払に関して、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険金、年金、死亡一時金、生存給付金、据置保険金等または既払込保険料相当額（以下、「保険金等」といいます。）を支払う場合、保険料前納金の残額が払い戻される場合、主契約を解約する場合、主契約の保険金額もしくは年金月額を減額する場合または年金の一括支払を行う場合で、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。保険金等の支払の場合は、その保険金等の受取人とします。）から申し出があったときに主契約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日がこの特約に関して会社が主として取引する銀行（以下、「取引銀行」といいます。）の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日とします。

第3条（為替レート）

- 1 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定にかかわらず、この特約を主契約に付加した場合には、会社は、米国ドルで定められた金額を、換算基準日における会社所定の為替レートにより円に換算して、主約款または特約条項に定める取扱を行います。
- 2 前項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

第4条（保険金または生存給付金の支払に関する取扱）

- 1 会社が主契約の死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払う主契約の死亡保険金または高度障害保険金の換算基準日は、必要な書類が会社に到着した日（以下、「書類到着日」といいます。）の前日とします。
- 2 会社が主契約の生存給付金の受取人に支払う主契約の生存給付金の換算基準日は、生存給付金支払日の

前日とします。

- 3 生存給付金を自動的に据え置いた場合、据え置かれた生存給付金の換算基準日は、最後に到来する生存給付金支払日から10年が経過した日の前日とします。ただし、最後に到来する生存給付金支払日から10年が経過した日前に、保険契約者からの請求または主契約の消滅により据え置かれた生存給付金を支払うときは、換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第5条（保険料の前納等に関する取扱）

- 1 保険料前納金の残額が払い戻される場合、会社が保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻す保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 2 その他保険料が払い戻される場合、前項の規定を準用します。

第6条（解約に関する取扱）

主契約を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第7条（保険金額または年金月額額の減額に関する取扱）

主契約の保険金額または年金月額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額または年金月額額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第8条（特約の消滅）

この特約条項の規定により、円に換算された金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

第9条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項の規定により、保険金等の年金支払を選択したときは、年金の換算基準日は、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第6条（年金支払日）に定める年金支払日の前日とします。ただし、死亡一時金、未払金の現価または年金基金の価額を支払う場合、換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項の規定により、保険金等の据置支払を選択したときは、据置保険金等の換算基準日は、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第7条（据置期間）に定める据置期間の満了日の前日とします。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第9条（据置の内容）第4項または第11条（年金または据置保険金等の一時支払）第4項の規定により、据置保険金等を支払うときは、換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第10条（主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加された場合で、リビング・ニーズ特約の保険金または介護前払特約の介護年金（以下、本条において「保険金等」といいます。）が支払われるときは、会社が保険金等の受取人に支払う保険金等の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第11条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合で、既払込保険料相当額が支払われるときは、会社が既払込保険料相当額の受取人に支払う既払込保険料相当額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第12条（米国ドル建年金支払型特殊養老保険に付加された場合の特則）

この特約を米国ドル建年金支払型特殊養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社が年金受取人に支払う年金の換算基準日は、主約款に定める年金支払日の前日とします。
- (2) 会社が年金受取人に支払う死亡一時金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (3) 会社が年金受取人に支払う満期保険金の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。
- (4) 年金の一括支払を行う場合、会社が年金受取人に支払う金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (5) 主約款の規定により据え置かれた年金を支払う場合、会社が年金受取人に支払う年金の換算基準日は、

書類到着日の前日とします。

第13条（主契約に生存給付金特則が付加されている場合の特則）

生存給付金特則が付加されている米国ドル建終身保険にこの特則を付加した場合には、別表8中、「1米国セント（1/100米国ドル）」を「1円」と読み替えます。

第14条（特別条件付保険特約の消滅に関する取扱）

特別条件付保険特約条項の特約の消滅に関する規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）中、「主契約を解約する場合」を「特別条件付保険特約条項の特約の消滅に関する規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合」と読み替えます。
- (2) 条件が付加されている場合と付加されない場合の解約返戻金の差額を支払う場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の差額の換算基準日は、特別条件付保険特約が消滅する日の前日とします。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加された場合の特則

この特則を米国ドル建終身保険（保険料円払込型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社が介護保険金の受取人に支払う介護保険金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 主契約の保険料円払込額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

米国ドル建養老保険（18）に付加された場合の特則

この特則を米国ドル建養老保険（18）に付加した場合で、満期保険金が支払われるときは、会社が満期保険金の受取人に支払う満期保険金の換算基準日は、保険期間満了日とします。

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加された場合の特則

1 この特則を介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社が主契約の死亡保険金受取人に支払う死亡給付金または介護保険金の受取人に支払う介護保険金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 会社が主契約の被保険者に支払うリビング・ニーズ特約（10）の保険金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (3) 主約款の規定により、つぎの各号に定める金銭を支払う場合において、当該金銭の受取人から申し出があったときは、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特則を付加することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡給付金または死亡保険金を支払わない場合、会社が保険契約者に支払う積立金の換算基準日は、支払う日の前日とします。
 - ② 保険契約を解除した場合、会社が支払う解約返戻金の換算基準日は、支払う日の前日とします。
 - ③ 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払い戻す場合、会社が保険契約者に払い戻す保険料の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (4) この特則の規定により、円に換算された金額を支払ったときは、この特約は消滅します。

2 この特則を米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約が付加されている介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加した場合には、前項の規定のほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社が主契約の死亡保険金受取人に支払う米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡給付金（以下、「特約死亡給付金」といいます。）もしくは特約死亡保険金（以下、「特約死亡保険金」といいます。）または主契約の高度障害保険金受取人に支払う同特約の特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 主約款の規定により、つぎの各号に定める金銭を支払う場合において、当該金銭の受取人から申し出があったときは、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特則を付加することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより特約死亡給付金または特約死亡保険金を支払わない場合、会社が保険契約者に支払う米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約部分の積立金の換算基準日は、支払う日の前日とします。
 - ② 保険契約を解除した場合、会社が支払う米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の解約返

戻金の換算基準日は、支払う日の前日とします。

米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加された場合の特則

この特約を米国ドル建年金支払型特殊養老保険（20）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社が年金受取人に支払う年金の換算基準日は、主約款に定める年金支払日の前日とします。
- (2) 会社が年金受取人に支払う死亡一時金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (3) 会社が年金受取人に支払う満期保険金の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。
- (4) 年金の一括支払を行う場合、会社が年金受取人に支払う金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (5) 主約款の規定により据え置かれた年金を支払う場合、会社が年金受取人に支払う年金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

主契約に介護・認知症給付特則が付加されている場合の特則

この特約が付加されている主契約に介護・認知症給付特則が付加されている場合で、介護保険金が支払われるときは、会社が介護保険金の受取人に支払う介護保険金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

リビング・ニース特約（10）条項 目次

この特約の趣旨

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| 第1条 特約の締結 | 第9条 重大事由による解除 |
| 第2条 保険金の支払と請求 | 第10条 契約者配当 |
| 第3条 保険金を支払わない場合 | 第11条 主契約に質権が設定される場合の特則 |
| 第4条 特約の解約 | 第12条 管轄裁判所 |
| 第5条 解約返戻金 | 第13条 主約款の規定の準用 |
| 第6条 特約保険金受取人による特約の存続 | 第14条 主契約に介護前払特約（10）とあわせて付加する場合の特則 |
| 第7条 特約の消滅 | |
| 第8条 告知義務および告知義務違反 | 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則 |

リビング・ニース特約（10）条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は主契約の締結の際、被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約を付加したときは、その日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- この特約で、この特約の保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。

支払事由	支払額	受取人
この特約の責任開始期以後、かつ、主契約の第1保険期間の満了日の翌日以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき (2) この特約の保険金の請求書類（別表4）が会社に到着しているとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内でこの特約の保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により、この特約の保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息に相当する金額を差し引いた金額	被保険者（被保険者以外の変更することはできません。）

- 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、請求書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求してください。
- この特約の保険金を支払ったときは、指定保険金額と同額の主契約の死亡保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める死亡保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める死亡保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する死亡保険金額については、会社は、これを支払いません。
- 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合、主契約は消滅するものとします。
- 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人である場合に、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があったときは、この特約の保険金を保険契約者

に支払います。この場合、保険契約者が主契約の保険金の一部の受取人であるときは、その受取割合に応じた金額の支払となります。

- 8 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の支払事由に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第5条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第6条（特約保険金受取人による特約の存続）

特約保険金受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

第7条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第8条（告知義務および告知義務違反）

この特約の告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第9条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第10条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第11条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第12条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第13条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第14条（主契約に介護前払特約（10）とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約（10）とあわせて主契約に付加する場合に、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約（10）の介護年金の請求を重ねて受けた場合には、介護前払特約（10）の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約（10）の介護年金は支払いません。

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合の特則

- 1 この特約が介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険金の支払を行う場合、請求日における解約返戻金額が死亡保険金額を上回っていると

きは、請求日における解約返戻金額と死亡保険金額の差額に、減額される死亡保険金額の割合を乗じた金額を加えて支払います。この場合、加えて支払われる金額については、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定を準用します。

(2) 第2条（保険金の支払と請求）第4項の規定をつぎのとおり読み替えます。

「

4 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金または介護保険金の請求を受けた場合で、主約款の規定により高度障害保険金または介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。

」

(3) 第2条（保険金の支払と請求）第5項中、「主約款に定める死亡保険金」を「主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」と読み替えます。

2 この特約が米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約が付加された介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）に付加されている場合は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険金の支払を行う場合、請求日における解約返戻金額（米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の解約返戻金額を含みます。以下、同じとします。）が死亡保険金額（米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金額を含みます。以下、本号において同じとします。）を上回っているときは、請求日における解約返戻金額と死亡保険金額の差額に、減額される死亡保険金額の割合を乗じた金額を加えて支払います。この場合、加えて支払われる金額については、第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定を準用します。

(2) 第2条（保険金の支払と請求）第1項中、「主契約の死亡保険金額」を「死亡保険金額（米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の特約保険金額を含みます。）」と読み替えます。

(3) 第2条（保険金の支払と請求）第3項から第6項までの規定をつぎのとおり読み替えます。

「

3 この特約の保険金を支払ったときは、つぎのとおり指定保険金額と同額の主契約の死亡保険金額または米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約の特約死亡保険金額（以下、「特約死亡保険金額」といいます。）が支払日に減額されたものまたは同特約が消滅したものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。

(1) 指定保険金額が特約死亡保険金額未満の場合には、指定保険金額と同額の特約死亡保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。

(2) 指定保険金額が特約死亡保険金額と同額の場合には、米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約は消滅するものとして取り扱います。

(3) 指定保険金額が特約死亡保険金額を超える場合には、米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約は消滅するものとし、その超える額と同額の主契約の死亡保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。

4 第1項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金もしくは介護保険金または米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約に定める特約死亡保険金（以下、「特約死亡保険金」といいます。）、特約高度障害保険金（以下、「特約高度障害保険金」といいます。）もしくは特約介護保険金（以下、「特約介護保険金」といいます。）の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。ただし、主約款に定める高度障害保険金もしくは介護保険金または米国ドル建MCⅠ・軽度介護保障付終身保険特約に定める特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金の請求を受けた場合で、主約款または同特約の規定により高度障害保険金もしくは介護保険金または特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金が支払われないときは、この限りではありません。

5 この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金もしくは介護保険金または特約死亡保険金、特約高度障害保険金もしくは特約介護保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する死亡保険金額または特約死亡保険金額については、会社は、これを支払いません。

6 主契約の死亡保険金額および特約死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の保険金が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、

」

Memo

リビング・ニーズ特約
(10)

特約

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 保険契約の申込手続

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下、同じとします。）から、情報端末を利用して保険契約の申込を行う申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条（保険契約の申込手続）

情報端末を利用して保険契約の申込手続を行う場合は、会社の取扱範囲内でつぎの各号のとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (3) 前2号による場合、主契約の普通保険約款の規定をつぎのとおり読み替えます。
 - ① 告知義務に関する規定中、「所定の書面で告知を求めた」とあるのを、「所定の書面（情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた」に読み替えます。
 - ② 契約年齢および性別の誤りの処理に関する規定中、「保険契約申込書に記載された」とあるのを、「保険契約申込書に記載された（情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の申込画面に表示されたものを含みます。）」に読み替えます。

Memo

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

特約

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 死亡給付金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限りです。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限りです。） (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 保険証券
介護保険金 特約介護保険金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 請求書* (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 介護保険金または特約介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護保険金または特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 介護保険金または特約介護保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券

請求項目	手続書類
年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書
年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人または被保険者の住民票 (4) 死亡一時金受取人または年金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人または年金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人または年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
第1回の年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は被保険者の戸籍抄本。ただし、保証期間付夫婦連生終身年金以外の場合で、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要。） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
第2回以降の年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は被保険者の戸籍抄本。ただし、保証期間付夫婦連生終身年金以外の場合で、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要。） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

請求項目	手続書類
年金原資額の一時支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
定期引出金	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
リビング・ニーズ特約(10)による保険金請求	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約(10)による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約(10)による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 保険証券

請求項目		手続書類
介護年金移行特約の介護年金	第1回介護年金	(1) 請求書* (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 保険証券
	第2回以後介護年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
介護年金移行特約の介護年金の一括支払		(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券または年金証書

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
 2. 上記の書類は、会社に提出してください。
 3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
 4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または甲慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金、就労不能障害年金、介護年金、介護保険金、就労不能障害保険金およびリビング・ニース特約またはリビング・ニース特約（10）の保険金を含みます。以下、「高度障害保険金等」といいます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金等を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
契約内容の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減額、増額(復旧) ・ 保険料払込方法<回数>の変更 ・ 保険期間の変更 ・ 保険料払込期間の変更 ・ 払済保険、払済年金保険、変額払済保険への変更 ・ 一時払定額終身保険への変更 ・ 延長定期保険への変更 ・ 生存給付金支払日の変更 ・ 年金開始日の繰上げ、繰下げ ・ 据置期間の再設定 ・ 年金開始日の繰延べ ・ 目標額の変更 ・ 年金支払期間の変更 ・ 円建終身保険への移行 ・ 円建介護終身保険への移行 ・ 円建介護・認知症終身保険への移行 	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票(会社が特に提出を求めた場合) (5) 被保険者についての告知書*(会社が特に提出を求めた場合)
会社への通知による 保険金、年金、死亡一時金または死亡時支払金の受取人の変更 会社への通知による 後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券、年金証書または支払証書
遺言による保険金、年金、死亡一時金または死亡時支払金の受取人の変更 遺言による後継年金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券、年金証書または支払証書

請求項目	手続書類
保険契約者の変更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書* (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
年金開始日の前日における年金の種類および保証期間または年金支払期間の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金に変更する場合は、被保険者の戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
保険金、給付金、家族年金、高度障害年金（就労不能障害年金および特定障害年金を含みます。）、介護年金または死亡時支払金の受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表19 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分 類 項 目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表37 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表38 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

別表39 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に定義される要介護認定の更新をいいます。

別表46 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

別表49 指標金利

指標金利はつぎのとおりとします。

情報提供機関	指標金利
Bloomberg Finance L.P.	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回りを75%、米国債30年の利回りを25%の配分比率で加重平均した利回り

事業譲渡等により情報提供機関に変更があった場合は変更後の情報提供機関とします。また、インデックス名称に変更があった場合は変更後の名称とします。

別表50 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および基準利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日（死亡給付金または死亡保険金の支払に際しては被保険者が死亡した日を、高度障害保険金の支払に際しては高度障害保険金の支払事由に該当した日を、介護保険金の支払に際しては介護保険金の支払事由に該当した日をいいます。以下、同じとします。）が契約日から起算して20年後の契約応当日の前日までの日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)
- (2) 解約日または減額日が契約日から起算して20年後の契約応当日以降の日の場合
積立金額

(注1) 「解約控除率」とは、経過年月日数（契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。）に応じた会社の定める率とします。

(注2) 「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日における基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日における基準利率} + 0.3\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

ここで、

- ・ 契約日における基準利率
…この保険契約の契約日において設定されている基準利率
- ・ 解約日・減額日における基準利率
…解約日または減額日を契約日とする保険契約の契約日において設定されている基準利率
- ・ 残存月数
…解約日または減額日からその日を含めて、契約日から起算して20年後の契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）に0.75を乗じた月数

とします。

(注3) 米国ドル建MC I・軽度介護保障付終身保険特約が付加されている場合の同特約の解約返戻金額については、上記に準じて計算します。

(備考)

市場価格調整率 (MVA = Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または死亡保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約の契約日における基準利率が、「解約日・減額日における基準利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表51 会社所定の要介護状態

「会社所定の要介護状態」とは、下表の①または②のいずれかが〔全部介助または一部介助の状態〕に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、〔1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態〕または〔3項目が全部介助または一部介助の状態〕に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行	立った状態から、5 m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
②寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
④排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
⑥衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

別表52 器質性認知症、意識障害および見当識障害

1. 「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー <Alzheimer> 病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック <Pick> 病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ <Creutzfeldt-Jakob> 病の認知症	F 02.1
ハンチントン <Huntington> 病の認知症	F 02.2
パーキンソン <Parkinson> 病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
3. 「意識障害のない状態において見当識障害がある状態」における「意識障害」および「見当識障害」とは、つぎのとおりとします。
 - (1) 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚をとめない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(2) 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

別表53 軽度認知障害（MC I）

「軽度認知障害（MC I）」とは、つぎの(1)の診断基準を満たす(2)の「軽度認知障害」をいいます。

(1) 「軽度認知障害」の診断基準

① 「軽度認知障害」は、日本神経学会監修「認知症疾患診療ガイドライン2017」における「Petersenの基準」に基づくつぎの各項目のすべてに該当することを要します。

(ア) 以前と比較した場合に認知機能の低下が認められることが、本人、情報提供者または熟練した医師のいずれかによって指摘されうる。

(イ) 記憶、遂行、注意、言語、視空間認知のうち1つ以上の認知機能領域における障害がある。

(ウ) 日常生活動作は自立しているものの、以前よりも時間を要すること、非効率であることまたは間違いが多くなることがある。

(エ) 認知症ではない。

② 上記①の診断基準を満たさない場合であっても、とくに会社が必要と認めたときは、日本における医師の診断において診断時に通例的に参照されている他の軽度認知障害の診断基準（日本神経学会監修「認知症疾患診療ガイドライン」その他の日本における医師の診断において診断時に通例的に参照されている各種ガイドライン上に示されているものに限ります。）に基づくものを認めることがあります。

(2) 「軽度認知障害」

「軽度認知障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害（F06）のうち軽症認知障害	F06.7

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

別表54 要支援認定

「要支援認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に定義される要支援者に該当することおよびその該当する要支援状態区分についての市町村の認定をいいます。

別表55 要支援更新認定

「要支援更新認定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第33条第2項に定義される要支援認定の更新をいいます。

別表56 要支援1、要支援2または要介護1の状態

「要支援1、要支援2または要介護1の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項および第2条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（要支援2に該当する状態を除く。）
要支援1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要支援2	要支援状態の継続見込期間（介護保険法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

別表57 会社所定の要支援・要介護状態A

「会社所定の要支援・要介護状態A」とは、下表の①～⑥のうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当して他人の支援または介護を要する状態をいいます。

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
②寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
④排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
⑥衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

別表58 会社所定の要支援・要介護状態B

「会社所定の要支援・要介護状態B」とは、下表の①～③のうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当して他人の支援または介護を要する状態をいいます。

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①起き上がり	身体の上にふとんをかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうか。	何かにつかまっても1人で起き上がることができない。	誰かに支えられなくてもできるが、ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で起き上がることができない。
②立ち上がり	いすやベッド等に座った状態から立ち上がることができるかどうか。	何かにつかまっても1人で立ち上がることができない。	誰かに支えられなくてもできるが、手すりやベッド柵、壁等の何かにつかまらなければ立ち上がることができない。
③片足での立位	平らな床の上で、左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する(平衡を保てる)ことができるかどうか。	何かにつかまっても1人で片足で立っていることができない。	誰かに支えられなくてもできるが、壁や手すり、いすの背等、何かにつかまらなければ片足で立っていることはできない。

Memo

Memo

Memo

Memo

Memo

(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス;<https://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- ・なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

各種お手続きやご契約内容のご照会等は
PGF生命コールセンターまでお問い合わせください

● 各種お手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター



コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

● 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル



コール オ シ ハ ラ イ
0120-56-4861

通話料無料

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

この保険で適用される為替レートや諸利率については
PGF生命ホームページをご覧ください



PGF生命ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>

積立利率は毎月1日と16日に設定され契約日の積立利率が適用されます。また、その他利率についてはご契約の時期、内容等によって異なり金利情勢等により見直しを行い変更されます。

■説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されていますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申しいただくようお願いいたします。

特に

しよりのページ

- 生命保険募集人の権限について————— 12
- 告知について————— 13
- 契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について————— 15
- 保険会社の責任開始時期について————— 17
- 払込方法について————— 17
- 保険金等を支払わない場合について————— 45
- 解約と解約返戻金について————— 52
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
生命保険契約への影響の可能性について————— 71

等は、契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がありましたら、当社へお気軽にお問い合わせください。

引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社 / 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-56-2269

通話料無料

受付時間 / 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>



2431

PGF-C-2020-025 (2021.4.1)

PA4-601 2021.4.1DP

ZA-301109-04

2021年4月版